

令和 6 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

62. 桂川緑地離宮前公園（京都市）	1
57. 桂川緑地公園（京都市）	58
64. 久我橋東詰公園（京都市）	80
51. 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）	93

62.桂川緑地離宮前公園

記入者：京都市建設局西京土木みどり事務所 ■■■■■

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

1. 施設の概要

(西京土木みどり事務所作成)

位置図		現況写真	上流側  下流側  令和 6 年 8 月 7 日撮影
現在の 利用形態	・多目的広場 2 面、園路・修景施設	都市計画 の有無	都市計画緑地：桂川緑地 488. 5ha S46. 2. 5（当初） S48. 2. 13（変更） H22. 2. 5（変更）
占用面積	8, 085. 32 m ²	付帯施設等	移動式便所 1 箇所 ベンチ(固定式) 6 基 ジャンピングシーソー 2 基
許可の経緯	<当初許可> H7. 3. 31 <許可期限> R8. 3. 31	利用者数	平成 30 年度 49, 000 人 令和 3 年度 47, 000 人 令和 6 年度 22, 000 人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用の 状況	・北側の隣接堤外地は、グラウンド及び農地（風致地区）。 ・南側の隣接堤外地は、緑地帯及び遊歩道。 ・上流の堤内側は、住宅市街地。 ・下流の堤内側は、桂離宮が接している。		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	・京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）において「桂川緑地」として決定されている。 ・京都市緑の基本計画では、緑の配置方針として、緑の軸として位置づけられ、さらに、「新しい緑の創出」の公共公益施設の緑化の水辺の緑の整備政策として、多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を掲げている。 ・西京区基本計画では「自然環境の保全と緑化の推進」の取組として、「区民と自然のふれあいの場、多様な生物の生息・生育環境としての森林や河川、西京ならではの竹林景観等自然環境の保全や、まちの緑化・美化を進める」としている。		
その他 特記事項	・平成 23 年 5 月 29 日、同月 30 日、平成 24 年 7 月 15 日に大雨の影響により冠水したため、流木等の処理を行った。 ・平成 25 年 9 月 16 日、平成 26 年 8 月 10 日、平成 27 年 7 月 18 日、平成 29 年 10 月 23 日に大雨の影響により冠水し、流木、広場内の土の流出があり、広場整備を各年度で行った。 ・平成 30 年 7 月 5 日の豪雨の影響により冠水し、流木や広場内の土砂の流出があり、年度内に広場整備を行った。		

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

2. 施設の現状

(西京土木みどり事務所作成)

占用の 必要性	- 市民のレクリエーションのための広場として、今後も利用の需要が見込まれる。 - 松尾大社神幸祭（船渡御）や正月凧揚げ大会など地域などの慣行行事に利用されている。	
管理状況	- 管理主体は、京都市建設局西京土木みどり事務所である。 - 都市公園法、同施行令、京都市都市公園条例、同施行規則等に基づいた管理を行っている。 「桂川緑地離宮前公園の管理及び災害対策に関する要領」を定めている。 - 公園内に車両乗入れを必要とする利用者には、車両通行承認願の提出を求め、必要最小数の車両通行証を交付している。 - 委託業者による年2回の除草及び概ね隔週の清掃を実施している。 - 地元住民によって公園愛護協力会が結成され、清掃美化活動が行われている。 - 施設利用者により、広場の日常の清掃、整地が行われている。	
利用状況	- 自由使用としているが、トラブル等の発生は確認していない。 - 駐車場としての利用なし。	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	- 水辺のグリーンベルトが維持されておりよい事例である。刈り残しに関する引継ぎなどは占用者説明会などで紹介し、ほかの占用者の参考になるようにするとよい。 - 現地に設置された環境学習看板は良い事例。これも説明会で周知し、ほかの占用者に参考にしてもらいたい。地域の市民環境グループとのコラボもよい。 - 貴重な種が確認された場合など、地域の活動団体と情報を共有し、連携して保全に生かしてってもらいたい。 - 看板の設置方法は良い。興味を引く工夫がよい。季節ごとに新しい情報が得られる。さらに二次元バーコードで情報を参照できる。簡易な作りではあるが、鮮やかな色が保ててよい。努力が見られ、評価できる。 - 草刈りの時期に留意されたい。外来種の種が散布される次期に刈り取りすると、かえって種子のパラマキにつながる。結実以前に刈り取るような前倒しができるとよい。	- 刈り残しに関する引継ぎなどは占用者説明会において、他の占用者の参考になるよう紹介している。 - 環境学習看板について、占用者説明会において、他の占用者の参考になるよう紹介している。 - 様々な種類の外来種があるため、草刈り時に発見した場合は根から除去するよう除草業者に指示をしている。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	令和3年4月、地域の環境保全団体（桂川クラブ）の協力のもと、桂川で見られる植物や昆虫、鳥類を紹介する案内看板を設置した。案内看板の内容は季節に合わせて4種作成し、3ヵ月ごとに入れ替えを行っている。	
その他	物置について、令和3年3月、2基のうち1基の撤去が完了した。残る1基についても、設置者への撤去指導を継続していく。	

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・ 占用地は、グラウンド、公園を園路で結んだ整備がされている。 ・ 自然河岸がほとんどで、人工護岸は樋門部などに限られる。 ・ 三号井堰の湛水区間であり、止水環境である。 ・ 静水面を利用するカモ類などが多く見られる。 ・ 水際には、ウキヤガラマコモ群集が生育し、湿地的な水際となっている。 ・ 桂大橋上流の河岸には巨木がありランドマークになっている。 ・ 水際にジャヤナギなど高木も見られる。 ・ 背後地は住宅地である。
自然環境上重要な場所		・ 三号井堰の上流の低水路部は、堰の湛水区間が連続し、カモ類など静水面を利用する鳥類にとって重要な環境である。 ・ 水際に連続する湿性の植物群落は、水生生物にとって重要な生息場となっている。 ・ 下流の中州でサギ類の集団繁殖地が確認されている。 ・ 重要な種として、陸上昆虫類ではグンバイトンボ等、小動物ではカヤネズミ等が周辺で確認されている。
水際の 状況	水域までの 距離	・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 20m ・ ほとんどが自然河岸で、なだらかに水際につながっている。 ・ 水際には線的にマコモなどが生えている。
	水面との 高低差	・ 1m ・ 冠水実績：近年では、平成 23 年 5 月、平成 24 年 7 月の大雨で冠水している。
環境面から見た 望ましい利用方針		・ 水際の植生がバッファゾーンとして機能しており保全が望まれる。 ・ 湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

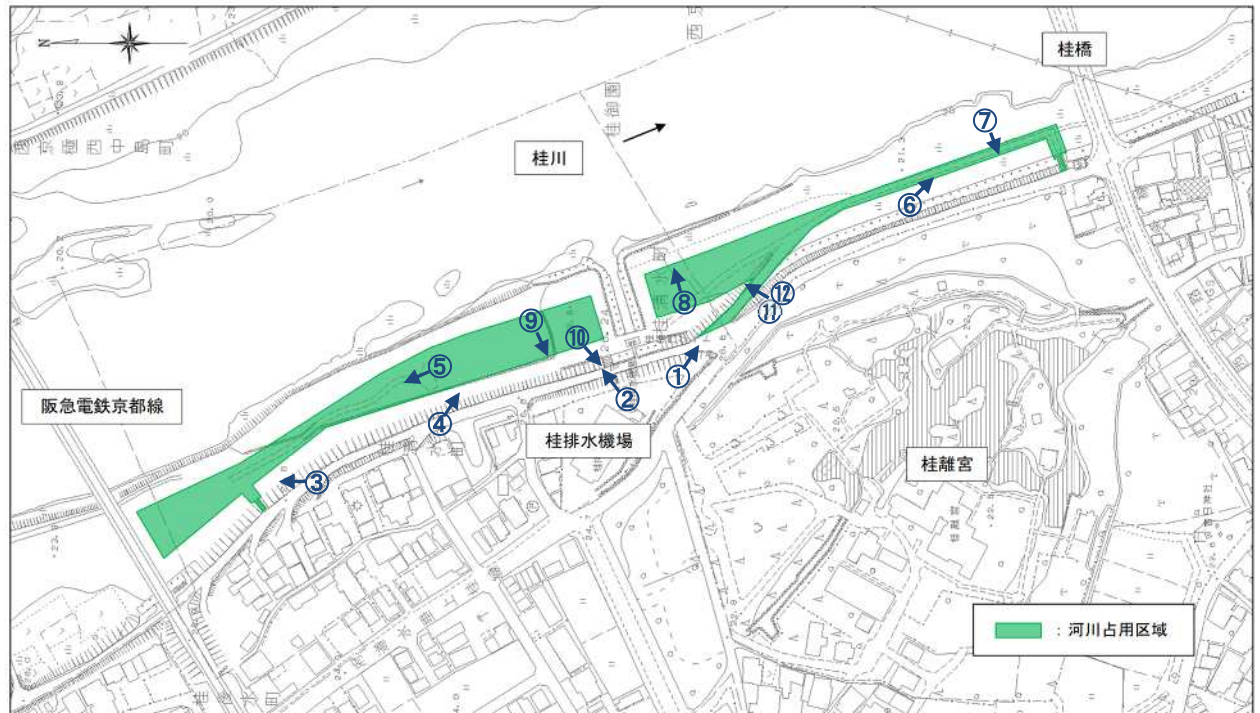
ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12.2k+50m～12.8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	--------------------------

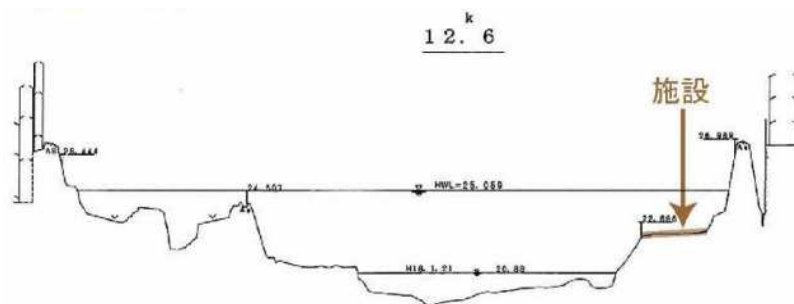
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：西京土木みどり事務所)

(平面図)



(断面図：12.6k)



① 占用施設入口



② 占用に関する看板



※以下の写真はすべて令和6年8月7日撮影

--- 占用区域

ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

(写真撮影者：西京土木みどり事務所)

③ 北側広場（上流側）



④ 北側広場（下流側）



⑤ 園路（上流側）



⑥ 園路（下流側）



⑦ 移動式トイレ※ ※出水時は撤去している。



⑧ 遊具



⑨ 物置



⑩ 占用区域明示看板



⑪ 環境案内看板 1



⑫ 環境案内看板 2



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:62桂川緑地離宮前公園)

記入者: (京都市建設局西京土木どり事務所)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			・京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)において「桂川緑地」として決定されている。 ・京都市緑の基本計画において、「水辺の緑の整備」の基本施策の中で、「多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する」としている。 ・西京区基本計画では、豊かな自然環境を保全するため、市民による管理を行う等、うるおいある公園づくりを進めるとしている。			○: ある △: 検討中 ×: ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし			○: ある △: 検討中 ×: ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			水辺に接した市民のレクリエーションの場として市民の高いニーズがあり、他の代替箇所は検討していない。			○: ある △: 検討中 ×: ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを緑水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			なし			○: ある △: 検討中 ×: ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			代替地は検討していないが、京都市環境政策局環境保全創造課発行の「京都市生物多様性プラン」では、桂川河川敷は貴重な生き物等が見られることから、環境部局と連携し、生物多様性を保全する。			○: 連携している △: 検討中 ×: 連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			松尾大社の神事(船渡御)が行われているなど、川らしい利用に合致している。			○: 合致する △: 一部合致する ×: 合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用を原則とし、トラブル等はない。			○: 公平に利用できる △: 公平に利用できない場合がある ×: 特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			多目的広場は運動に利用されており、松尾大社の神事(船渡御)も行われ、占用目的に合致している。			○: 合致している △: 合致していない場合がある ×: 合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に付近の自然環境について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか		貴重な種が確認された場合など、地域の活動団体と情報を共有し、連携して保全に生かしていくてもらいたい。				○: 連携している △: 検討中 ×: 連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			貴重種は保全するなど、生物多様性を守るうえで重要な地域であることを認識している。			○: 把握している △: 調査中 ×: 連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・浸水される区域を把握しているか			大雨により河川水位が上がることで、占用区域が冠水することがある。			○: 把握している △: 調査中 ×: 連携していない	

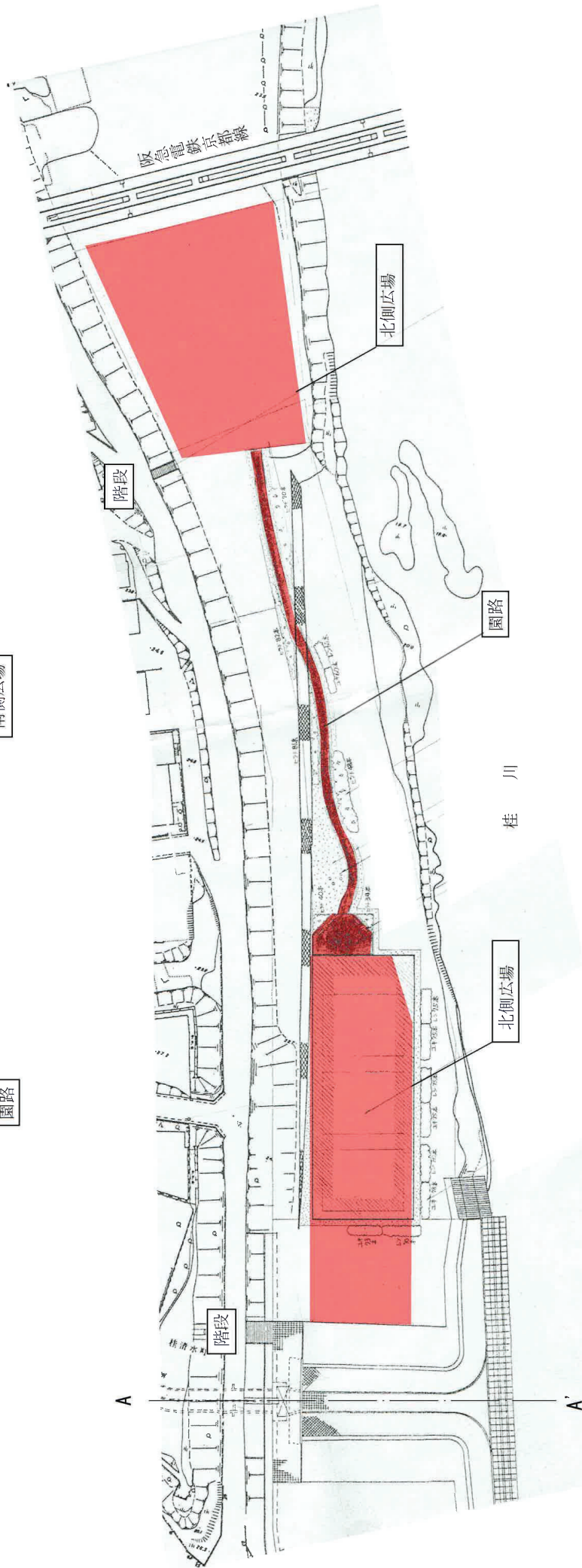
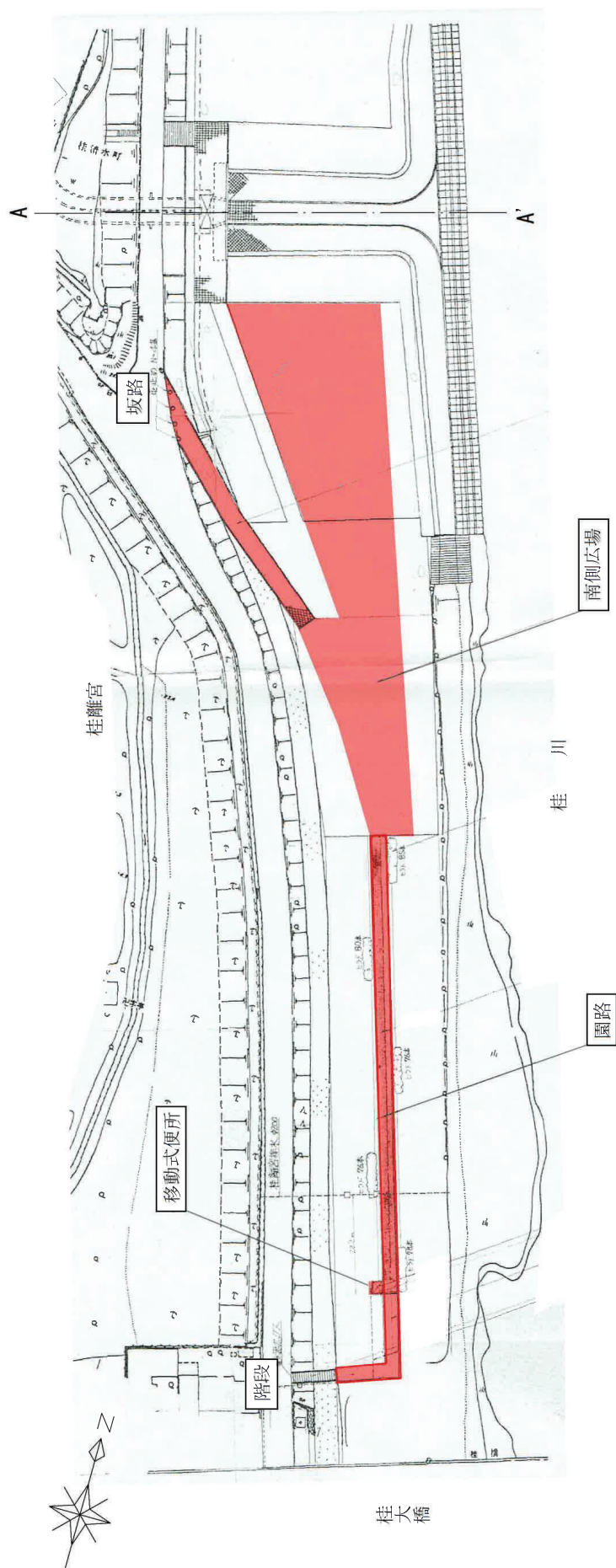
Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:62桂川緑地離宮前公園)

記入者 (京都市建設局西京土木みどり事務所)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12	確認の視点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	水辺のグリーンベルトが維持されておりよい事例である。刈り残しに関する引継ぎなどは占有者説明会などで紹介し、ほかの占有者の参考になるようにするとよい。	刈り残しに関する引継ぎなどは占有者説明会において、他の占有者の参考になるよう紹介している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)放棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	草刈りの時期に留意されたい。外来種の種が散布される次期に刈り取りすると、かえって種子のバラマキにつながる。結実以前に刈り取るような前倒しができるとよい。	様々な種類の外来種があるため、草刈り時に発見した場合は根から除去するよう除草業者に指示をしている。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	現地に設置された環境学習看板は良い事例。これも説明会で周知し、ほかの占有者に参考にしてもらいたい。地域の市民環境グループとのコラボもよい。 看板の設置方法は良い。興味を引く工夫がよい。季節ごとに新しい情報が見られる。さらに二次元バーコードで情報を参照できる。簡易な作りではあるが、鮮やかな色が保ててよい。努力が見られ、評価できる。	環境学習看板について、占有者説明会において、他の占有者の参考になるよう紹介している。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			行っていない。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。			○:設置されていない △:設置されている場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			水辺に近づける部分を設けるように草刈りを行っている。なお、公園内では鳥獣捕獲を条例で禁止しているため、釣りは認めていない。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			啓発看板によりパーベキューや花火等禁止の周知を行っている。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			現状の利用状況を踏まえ、占有の必要性や今後の管理内容について、河川管理者と協議を行っている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			動植物の採取禁止、車両の乗り入れ及び火気をもたせおふことを禁止している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			啓発看板によりゴルフの禁止や火気使用禁止の周知を行っている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】



利用者数の把握方法

令和 6 年 8 月 7 日調査

公園内で 1 時間(10 時～11 時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒10 名

この数値に、1 日 8 時間として乗じた。

⇒80 名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和 4 年：85 日）以外の日数 280 日に乗じた。

⇒22,400 名

上記を丸めた数値を採用

⇒22,000 名



現在位置： [トップページ](#) [まちづくり](#) [都市計画](#) [都市計画一覧表](#) [緑地](#)

緑地

ページ番号19395

2012年5月9日

都市計画決定された「緑地」の一覧です。

緑地

名 番 号	称 緑 地 名	位 置	面積 (約)	計画決定又は 最終変更年月日
2	鴨川緑地	北・上賀茂中嶋河原町他	163.6ha	平成24年5月9日
		＜高橋南側付近～高野川合流地に至る賀茂川， 高野橋南側～賀茂川合流地に至る高野川， 賀茂川・高野川合流地～京川橋北側に至る鴨川＞		
3	桂川緑地	右・梅津構口町他	488.5ha	平成22年2月5日
		＜上野橋南側付近～市域界に至る桂川＞		
4	東山自然緑地	山・四ノ宮柳山町他	20.4ha	昭和50年12月16日
5	淀緑地	伏・淀木津町他	1.4ha	平成11年8月27日
6	洛西周辺緑地	西・大枝北福西町一丁目他	17.4ha	昭和56年11月27日
		＜洛西ニュータウン内＞		
8	岩倉緑地	左・岩倉東五反田町	1.1ha	昭和59年2月3日
9	すりばち池緑地	右・太秦三尾町	0.3ha	平成11年8月27日
7箇所 692.7ha （京都市域内）				

お問い合わせ先

京都市 都市計画局都市企画部都市計画課

電話：075-222-3505 【受付時間】午前8時45分～11時30分、午後1時～3時（事業者のみなさまからのお問い合わせは受付時間内でのご協力をお願いします。）

ファックス：075-222-3472

基本方針 2「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史、文化、環境を守る－

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績（事業名等）	新たな計画での方向性	方向性の内容
2 新しい緑の創出へ緑のネットワークの形成	ウ 公共施設等の緑化	27	緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
		28	交通の安全に配慮した人と人がふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	推進中	コミュニティ道路の整備に伴う植栽	○	
		29	新しく設置する道路に積極的に植栽する。	推進中	都市計画道路の整備に伴う植栽	○	
		30	地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	推進中	駅前広場や街路樹の植栽	○	
		31	交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	推進中	ポケット広場の植栽	○	
		32	季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		33	街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		34	散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	推進中	堀川水辺環境整備	○	
		35	水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	推進中	河川事業に伴う多自然川づくりの実施	○	
		36	多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	推進中	桂川緑地の整備	○	
		37	公共施設施設の敷地を30%以上緑化する。	推進中	クリーンセンター、市営住宅、下水道処理場等の緑化。公共施設施設の屋上緑化。	△	・敷地当たりの緑化率の精査 ・緑化基準の作成等による取組強化の検討
		38	様々な学校緑化を展開する。	推進中	花と緑のグリーンベンチ、緑のカーテン、校舎の屋上・壁面緑化、校庭芝生化、学校ビオトープの実施	○	
	その他の公共施設						

第2節 環境と共生するまちづくり ～美しい自然を守り育て、未来へ引き継ぐまちを目指して～



西山や桂川、小畑川などの豊かな自然環境をはじめ、街路樹などの身近な緑を大切にし、かけがえのない財産を未来へ引き継ぐとともに、身近な自然とのふれあいを通じて、環境に関する意識の更なる向上につなげます。

また、西山を背景とする景観や、大原野の広大な田園風景、旧山陰街道沿いの歴史的な景観など、西京ならではの美しい景観の保全を図るほか、身近な緑を活かしたうるおいある景観の創出に努めます。

さらに、まちの美化活動やごみの減量化、リサイクルなどについて、区民の環境に関する高い意識や市民力を活かし、引き続き積極的に取り組むことで環境にやさしいまちづくりを進めます。加えて、多様な分野との連携を進める等農業の振興を図るとともに、地産地消の推進に努めます。

1 自然環境の保全と緑化の推進

キーワード【自然環境】

地域に存在する豊かな自然環境を保全し、それらにふれあう機会づくりに取り組むとともに、自然を大切にする心の育成に努めます。

豊かな自然環境の保全とまちの緑化の推進

地域の自然とふれあう機会を充実させるとともに、区民と自然のふれあいの場、多様な生物の生息・生育環境としての森林や河川、西京ならではの竹林景観等自然環境の保全や、まちの緑化・美化を進めます。

- 134（☆◆）大原野森林公園や洛西竹林公園等での自然と親しむ体験・イベントの実施 **洛N**
- 135（☆）地域住民による花木の植栽・管理など、うるおいある広場づくり
- 136（☆◆）水源かん養、生態系保全など多面的機能の向上を図る森林整備
- 137（☆◆）三山の森林景観を保全するためのガイドラインに基づく森林景観づくり
- 138（☆◆）小畑川など身近な河川環境の保全 **洛N**
- 139（☆◆）建物等の緑化など民有地の緑化支援によるヒートアイランド現象^{※1}の緩和・景観形成
- 140（☆◆）「街路樹サポーター^{※2}」の活動支援による街路樹とその周辺部の美化
- 141（☆◆）洛西中央緑地の保全 **洛N**

環境を大切にするこころの育成

各種団体や地域と連携した取組を進め、日常生活の中で環境を大切にする心を育みます。

- 142（☆◆）地域における各種団体との連携による環境学習会等の開催
- 143（☆◆）「エコ学区^{※3}」の活動など、学区での活動の充実
- 144（◆）学校の緑化や児童への環境教育の充実
- 145（☆◆）「さすてな京都^{※4}」など、環境施設の見学会の開催

用語解説

- ※1 放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどにより、都市部が周辺域より高い温度になる現象
- ※2 街路樹の育成を図るため、街路樹とその周辺部の美化や緑化に取り組む人
- ※3 家庭から排出される二酸化炭素量の一層の削減を図るため、環境にやさしいライフスタイルへの転換や省エネ、地域力の向上を目指し、地域ぐるみでエコ活動に取り組んでいる学区
- ※4 京都市南部クリーンセンター環境学習施設の愛称。大規模施設を間近に見学し、それらを生きた教材として最先端の環境技術だけでなくごみ減量、地球温暖化対策、生物多様性、SDGsなど幅広い分野を楽しく学べる。

桂川

桂川（写真 3-3-17）は左京区広河原と、南丹市美山町佐々里を源とし、京都盆地南西部を貫流し淀川に注ぎます。京都盆地に入るまでは、山地の迫る区間が多く、嵐山から下流では市街地が広がります。上流には豊かな自然が残されており、オオサンショウウオをはじめとする貴重な生きものが見られます。また、桂川で採掘された土砂からは、かつて巨椋池で生育していたオグラコウホネ（写真 3-3-18）の埋土種子が見つかっています。オオサンショウウオなどの生息やオオタカの飛来も確認されており、貴重な場所であることが分かっています。このほか、河川敷ではタコノアシ等の湿地性の植物や、草原性の環境を必要とするカヤネズミなどの生きものも見られる、生物多様性のホットスポットといえます。



写真 3-3-17 桂川



写真 3-3-18 オグラコウホネ

深泥池

深泥池（写真 3-3-19）は京都盆地の北端（京都市営地下鉄北山駅の北）、丘陵地の谷合いにある面積わずか 9ha ほどの池ですが、水生の動植物が豊富で、学術的にも価値が高く、全国で唯一、生物群集が天然記念物に指定されているほか、世界的にも珍しいハリミズゴケとオオミズゴケが形成する浮島湿原（ミズゴケ高層湿原）があります。

この池には 10 万年以上前からの泥炭が堆積しており、その環境が維持されてきたことで、ホロムイソウやミツガシワ（写真 3-3-20）などの氷河期から生き続けてきた貴重な植物が生育しています。その他にも、日本に分布するトンボ（約 200 種）のうち約 3 分の 1 が生息し、鳥類ではヒドリガモやルリビタキなど、水生生物ではフナやスズエビなど、多様な生きものが見られます。

日本の財産といえる深泥池ですが、近年は道路による雨水供給の遮断や、生活排水の流入による富栄養化等により、水生植物の減少が進むとともに、外来種による在来種への影響も大きくなっており、継続した保全対策が必要です。



写真 3-3-19 深泥池



写真 3-3-20 ミツガシワ

○京都市都市公園条例

昭和35年4月1日条例第16号

京都市都市公園条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（以下「法」という。）、法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあつては、100分の4）とする。

2 前項の規定にかかわらず、公園の利用者の利便の向上を図るうえで特に有効であると認められる公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）を設けることが、当該公園の持続的な利用を促進し、かつ、当該公園が地域住民の交流の拠点となることに資すると認められる公園として別に定めるものの法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の12（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあつては、100分の14）とする。

3 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに定める範囲とする。

（運動施設に関する制限）

第1条の4 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、西院公園については、100分の75とする。

（指定管理者による管理）

第2条 [別表第1](#)に掲げる有料公園（本市が管理する運動施設（法第2条第2項第5号に掲げる施設をいう。）で有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園のうち、市長が指定する区域をいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 有料公園の供用に係る業務
- （2） 有料公園の維持管理に係る業務
- （3） その他市長が必要と認める業務

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（有料公園にあつては、指定管理者。以下この条、第6条及び第12条の4において同じ。）の許可を受けなければならない。

- （1） 業として写真又は映画を撮影すること。
- （2） 興行を行うこと。

(3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。

(2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。

(3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(5) ごみその他の汚物を捨てること。

(6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。

(7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

(9) 公園をその用途外に使用すること。

(10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、または制限することができる。

(1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。

(2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。

(3) その他公園の管理上必要と認めたとき。

(4) 前各号のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の利用の許可等)

第7条 有料公園施設の利用（付属設備の利用及び広告を表示するための利用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 有料公園施設の供用時間及びこれらを供用しない日は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

3 第1項の規定により広告を表示するために有料公園施設を利用する場合については、前項の規定は、適用しない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の種類、構造及び数量

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ その他市長が定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長が定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長が定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 管理の方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) その他市長が定める事項

(公募)

第8条の2 市長は、法第5条第1項の規定による公園施設（法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を除く。次項及び第10条第2項において同じ。）の設置又は管理の許可をしようとするときは、別に定める事項を明示して、当該許可を受けようとする者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考して、当該許可を受ける者（以下「特定使用者」という。）を決定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公募をするときは、その応募者に、公園施設に係る使用料の額その他市長が必要と認める事項を提案させるものとする。この場合において、市長は、その提案に係る使用料の下限となる額（以下「最低限度額」という。）を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときその他別に定めるときは、公募をせずに特定使用者を決定することができる。この場合において、別に定める事項を除くほか、当該公募をするときに定めた最低限度額その他の条件を変更することができない。

（保証人及び保証金）

第9条 市長は、法又はこの条例（第7条第1項を除く。次条において同じ。）の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、又は別に定める保証金を納入させることができる。

（使用料）

第10条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、[別表第2](#)に掲げる額の範囲内において別に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条の2第1項又は第3項の規定により特定使用者を決定した場合における公園施設に係る使用料の額は、時価、近傍類似地の固定資産評価額、取得価額、減価償却額、使用の態様、立地条件及び公募において特定使用者が提案した額を勘案して、市長が定める額とする。
- 3 使用料の徴収について必要な事項は、別に定める。

（使用料の額の最低額）

第10条の2 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、前条第1項の規定により定められた使用料の額とする。

（延滞金）

第11条 市長は、法第5条の7第3項又はこの条例第10条の規定による使用料を納期限までに納入しない者に対しては、督促状によって納入すべき期限を指定して督促する。

- 2 市長は、前項の規定により督促をしたときは、使用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 3 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金等）

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、[別表第3](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用した場合は、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(使用料等の還付)

第12条の2 既納の使用料及び既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市長が法第27条第2項又はこの条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じたとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により使用し、又は利用することができなくなったとき。
- (3) 使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）が使用又は利用を開始する日の7日前までに使用又は利用の取消しを申し出たとき（別に定める者が、有料公園施設の利用を開始する日の7日前までにその利用の取消しを申し出たときを除く。）。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料等の減免)

第12条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第12条の4 使用者等は、使用し、又は利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者等の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例もしくはこの条例の規定に基づく規則またはこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可につけた条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第15条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、別に定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を別に定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第17条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札する者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（保管した工作物等の返還）

第18条 法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）の所有者等への返還は、当該工作物等を保管している場所で行うものとする。

（地位の譲渡等の禁止）

第19条 使用者等は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第20条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（委任）

第21条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（過料）

第22条 第13条第1項又は第2項（第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

第23条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

（権限の代行に伴う措置）

第24条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

（条例の廃止）

- 2 京都市公園使用条例は、廃止する。

(検討)

- 3 本市は、第1条の2及び第1条の3第2項の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第11条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（昭和39年3月26日条例第70号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月1日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年7月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年6月9日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年8月11日条例第24号）

この条例は、京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業地区の換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。

（京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業地区の換地処分の公告があつた日は、昭和42年6月1日）

附 則（昭和42年3月31日条例第64号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月6日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月31日条例第50号）

この条例中、別表第1の改正規定は京都市中久世土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があつた日の翌日から、別表第2の改正規定は昭和43年4月1日から施行する。

（京都市中久世土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があつた日は、昭和43年4月25日）

附 則（昭和43年8月1日条例第13号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業地区の換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。

（京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業地区の四条工区の換地処分の公告があつた日は昭和44年11月27日、五条工区の換地処分の公告があつた日は昭和46年5月27日）

附 則（昭和44年 3 月31日条例第48号）

この条例中別表第 1 の改正規定は京都国際文化観光都市建設計画工業地区上烏羽土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から、別表第 2 の改正規定は昭和44年 4 月 1 日から施行する。

（京都国際文化観光都市建設計画工業地区上烏羽土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日は昭和47年 8 月17日）

附 則（昭和44年 8 月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月 9 日条例第27号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和44年10月30日規則第114号で昭和44年11月 1 日から施行）

附 則（昭和45年 5 月 7 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月18日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から、第 3 条の規定は上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業地区の五条工区の換地処分の公告があった日は昭和46年 5 月27日、上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日は昭和47年 6 月22日）

- 2 第 1 条の規定による改正後の京都市都市公園条例第11条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 条の規定の施行の日以後に発せられる督促状に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に発せられた督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年 8 月 1 日条例第15号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

（上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日は昭和47年 6 月22日）

附 則（昭和46年12月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 6 月 1 日条例第15号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（上賀茂土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日は昭和47年 6 月22日）

附 則（昭和47年10月 1 日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月 8 日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 5 月31日条例第 7 号）

この条例中別表第 1 の改正規定は公布の日から、別表第 2 の改正規定は昭和48年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 8 月 9 日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表第 1 の改正規定は公布の日から、第17条の改正規定は昭和48年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月 4 日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月13日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月22日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 8 月 8 日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月13日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 4 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月12日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月 9 日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年11月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表第 1 の改正規定は市規則で定める日から、その他の規定は昭和51年 4 月 1 日から施行する。

（市規則で定める日は昭和51年 6 月10日規則第45号で昭和51年10月 1 日）

（経過措置）

- 2 昭和51年 3 月31日までに申請があった有料公園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（公園施設の設置に係る暫定使用料）

- 3 公園施設の設置に係る使用料については、この条例による改正後の京都市都市公園条例別表第21中「90円」とあるのは、昭和51年 4 月 1 日から昭和52年 3 月31日までの間は「60円」と、同年 4 月 1 日から昭和53年 3 月31日までの間は「75円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和51年 7 月 8 日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、市規則で定める日から施行する。

（市規則で定める日は昭和51年 8 月19日規則第56号で昭和51年10月 1 日）

附 則（昭和51年10月 1 日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(施行日前の督促に係る手数料の不徴収)

- 2 この条例の施行の日前にした督促に係る手数料は、徴収しない。

附 則 (昭和51年12月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年 3 月31日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む 3 月以内の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年 3 月31日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む 3 月以内の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年 3 月29日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む 3 月以内の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年 3 月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む 3 月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年 3 月30日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和60年 5 月30日規則第24号で昭和60年 6 月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他洋弓場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (昭和61年 3 月27日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月26日条例第41号抄）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(昭和62年8月31日規則第70号で昭和62年9月1日から施行)

附 則（昭和63年3月31日条例第53号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第58号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日条例第58号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第86号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料及び施行日前の申請に係る有料公園施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月30日条例第65号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第101号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、施行日を含む3月以内である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月9日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第90号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第106号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第3条第1項	第3条第1項
第3条第3項	第3条第3項

附 則（平成19年3月28日条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第39号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年2月22日規則第71号で平成20年3月26日から施行）

附 則（平成21年3月31日条例第89号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成21年3月31日規則第184号で平成21年5月1日から施行）

（準備行為）

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年10月12日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第84号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月26日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第90号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定及び附則第3項の規定は同年6月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表3の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月11日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第160号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による改正後の京都市都市公園条例第12条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月16日条例第10号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月11日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月9日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日条例第102号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為及び有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日 条例第 74 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定による広告の表示のための利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 条例第 73 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次号及び第 3 号に掲げる規定以外の規定 この条例の公布の日

（2）別表第 2 の改正規定（同表 1 に備考を加える改正規定を除く。）及び附則第 4 項の規定
令和 4 年 6 月 1 日

（3）別表第 3 の改正規定及び附則第 5 項の規定 令和 5 年 4 月 1 日

（準備行為）

- 2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

- 3 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 4 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同号に掲げる規定の施行の日前に始まる使用に係る使用料のうち、同号に掲げる規定の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 条例第 66 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条及び第 7 条関係）

有料公園	有料公園施設	供用時間	供用しない日
岡崎公園	野球場	午前 8 時から 午後 7 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日 まで
	テニスコート	午前 8 時から 午後 9 時まで	
一乗寺公園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで	
岩倉東公園	野球場兼運動場	午前 8 時から 午後 7 時まで	

朱雀公園	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 7 時まで
東野公園	野球場	午前 8 時から 午後 7 時まで
勸修寺公園	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	テニスコート	午前 8 時から 午後 7 時まで
殿田公園	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 7 時まで
吉祥院公園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	球技場	午前 9 時から 午後 9 時まで
上鳥羽公園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで
桂川緑地久我橋東 詰公園	球技場及び運動場兼ソフトボ ール場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	テニスコート	午前 8 時から 午後 7 時まで
西院公園	テニスコート	午前 8 時から 午後 9 時まで
牛ヶ瀬公園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで
小畑川中央公園	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	テニスコート	午前 8 時から 午後 9 時まで
三栖公園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	テニスコート	午前 8 時から 午後 7 時まで
下鳥羽公園	球技場	午前 9 時から 午後 9 時まで
伏見公園	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 7 時まで
伏見桃山城運動公 園	野球場	午前 6 時から 午後 7 時まで
	野球場兼運動場	午前 6 時から 午後 9 時まで

別表第 2（第10条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分			使用単位	単位期間	使用料
公園施設の設置	土地の使用	公園施設	1 平方メートル	1 月	円 440
		仮設の公園施設		1 日	130
	水面の使用	遊船	1 隻	1 月	4,800
		船着場	1 平方メートル		130
		公園施設の管理		1 日	490

備考 1 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が 1 月未満であるとき、又は使用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。

2 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が 1 日未満であるとき、又は使用期間に 1 日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を 1 日とみなして使用料を算出する。

3 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を 1 平方メートルとみなして使用料を算出する。

2 公園を占用し、又は利用する場合

区分		使用単位	単位期間	使用料
電柱、その支柱その他これらに類するもの		1 本	1 年	円 3,800
電線		1 メートル		530
変圧塔		1 基		4,400
鉄塔		1 平方メートル		4,400
地下埋設物	管路	1 メートル		2,100
	その他のもの	1 平方メートル		2,100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基		1,800
公衆電話所				4,400
標識		1 本		3,500
工事用施設及び工事用材料置場		1 平方メートル	1 日	130
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	ステージ	1 面	1 時間	1,700
	その他の場所	1 平方メートル	1 日	130
業として行う写真撮影		1 回	1 時間	3,800

業として行う映画撮影			7,800
その他の占用又は利用	別に定める。		

備考1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により使用料を算出する。

2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。

3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。

4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。使用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。

5 次のいずれかの地区等に電柱、その支柱その他これらに類するもの（周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）又は電線を設置して、公園を占用する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区

(3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区

(4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

(5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区

(6) [京都市眺望景観創生条例第15条第1項](#)に規定する事前協議区域（[同条例第5条第1号](#)に規定する視点場に限る。）

別表第3（第12条関係）

区分		利用単位	単位期間	利用料金	
有料公園	有料公園施設			ア	イ
岡崎公園	野球場	1面	1時間	円 4,310	円 2,610
	テニスコート			2,090	1,670
一乗寺公園	野球場			3,400	2,080
岩倉東公園	野球場兼運動場			3,400	2,080
朱雀公園	野球場兼運動場			3,400	2,080
東野公園	野球場			3,400	2,080
勧修寺公園	野球場兼運動場			3,400	2,080
	テニスコート			2,090	1,670
殿田公園	野球場兼運動場			3,400	2,080
吉祥院公園	野球場			4,310	2,610
	球技場	全面		5,430	3,340

			半面		2,710	1,670
			ミニコート1面		1,520	1,010
上鳥羽公園	野球場		1面		3,400	2,080
桂川緑地久我橋東詰公園	第1球技場				3,400	830
	第2球技場				2,750	730
	第3球技場				2,220	520
	運動場兼ソフトボール場				3,400	830
	テニスコート				1,170	730
西院公園	テニスコート				2,090	1,670
牛ヶ瀬公園	野球場				3,400	2,080
小畑川中央公園	野球場兼運動場				3,400	2,080
	テニスコート				2,090	1,670
三栖公園	野球場				3,400	2,080
	テニスコート				2,090	1,670
下鳥羽公園	球技場				3,660	2,610
伏見公園	野球場兼運動場				3,400	2,080
伏見桃山城運動公園	野球場				4,310	2,610
	野球場兼運動場	野球又はソフトボールのために利用する場合	半面		3,400	2,080
		その他の場合	1面			
付属設備			別に定める。			
広告の表示			別に定める。			

備考1 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

2 有料公園施設（付属設備を除く。以下同じ。）を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。ただし、有料公園施設を広告の表示のために利用する場合は、この限りでない。

3 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義とするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

4 [別表第1](#)に掲げる供用時間を超えて有料公園施設を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間までごと（超える時間が30分未満の場合を除く。）に、この表に掲げる額

（２又は３の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額について利用単位及び単位期間に応じて計算した１時間当たりの額）に３を乗じて得た額（当該金額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

[このページの先頭へ](#) | [条文目次](#) | [このページを閉じる](#)

現在位置： [トップページ](#) [まちづくり](#) [公園・緑](#) [公園の維持管理](#) [公園愛護協力会について](#)

公園愛護協力会について

ページ番号82103

2024年1月9日

公園愛護協力会に参加してみませんか？

京都市が管理している公園では、近隣にお住まいの方々等を中心に結成されているボランティア団体「公園愛護協力会」に、公園の美化活動等を行っていただいています。

公園を利用される皆様方におかれましては、利用マナーをしっかりと守っていただくとともに、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるように、会の活動に是非とも御参加ください！



公園は、ボランティアの皆様の日々の活動により、
きれいな状態が維持されています！
是非、ボランティア活動に御参加ください！

公園愛護協力会にお願いしている作業内容は？

- 1 公園の清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）
- 2 公園設備及び樹木の損傷等異常の発見・報告
- 3 公園の利用マナー向上につながる活動（公園の美化啓発等）
- 4 その他協力会の目的達成のために必要な活動

（注意）ボランティア活動の範囲で行っていただいているものですので、責任を問うようなことはありません。

公園愛護協力会への支援は？

- 1 公園清掃等に必要な物品（竹ぼうき、熊手、ちり取り、ごみ袋）の提供
- 2 公園清掃等により発生したごみ袋の回収・処分
- 3 報償金の支払い

公園愛護協力会が活動されている公園の面積に応じて、年に1回、以下のとおり報償金をお支払いしています。

日々の活動にお役立てください。

公園愛護協力会報償金交付基準

公園面積（公園愛護作業対象面積）	金額（円）
500㎡未満	20,000
500㎡以上1,500㎡未満	30,000
1,500㎡以上3,000㎡未満	40,000
3,000㎡以上5,000㎡未満	50,000
5,000㎡以上7,000㎡未満	60,000

公園愛護協力会の活動状況

京都市みどりのボランティアセンターニュースレターで御紹介しています。

京都市 緑のボランティアセンター ニュースレター

令和5(2023)年 12月号



京都市緑のボランティアセンターでは、緑のボランティア活動や地域での活動に役立てていただくため、緑に関する情報や取組みをご紹介します。

公園愛護協力会の活動紹介 ―― 上堀川公園愛護協力会

北区にある上堀川公園では、2021年に大規模なリニューアルが行われました。今回は12月3日の活動日に公園を訪ね、会長の加納健司氏に公園愛護協力会の活動などについてお話を伺いました。

「学区清掃」で4ヶ所を清掃

取材当日は、紫竹自治連合会(2008 年発足)による今年度第3回目の「学区清掃」が行われました。清掃場所は、上堀川公園、緑町公園、市立紫竹小学校のグラウンド、外周道路の4箇所、拠点である上堀川公園に入ると、大量の清掃用具が目にとまりました。

開始時刻が近づくにつれ、次々と参加者が集まり、最終的には幅広い世代の約50人が集まりました。集合後、ラジオ体操を行い、町内会ごとに担当の清掃場所に向かいました。上堀川公園では、約20名が植樹帯やシバザクラの花壇の上に降り積もった落ち葉を掃きとり、1時間もしないうちに、園内がきれいになりました。



上堀川公園を清掃する参加者

「めんどくさいが大事」

手入れのきっかけについて、加納会長は「以前の上堀川公園の植栽は鬱蒼としており、何とかできないかと考えて、平成17年7月1日に、公園愛護協力を結成しました。」とお話されました。初めは一人で活動されていましたが、徐々に手伝ってくれる人が増えたことで、地域ぐるみで清掃ができる体制を作り上げられました。

清掃参加者には、親子や子どもが目立ちます。地元の少年サッカーチームやミニバスケットクラブも参加しており、時には、紫竹小学校以外の小学生の参加もあるそうです。「みんなでやるからこそ公園がきれいになるということを、実際に



上堀川公園からそれぞれの持ち場へ向かう参加者

に参加してもらって、子どもたちに理解してもらうことが大事です。」とお話され、若い世代に活動が継承されることを強く意識しておられました。「町内会では、今日の学区清掃以外にも数多くのイベントを企画し、開催しています。これらのイベントに、面倒であっても、ちょっとだけ顔を出してほしい。昨日も、紫竹小学校でイベントを行い、『めんどくさいが大事』というテーマでお話したところでした。」とおっしゃっていました。



大人も子どももいっしょになってシバザクラの花壇に降り積もった落ち葉を掃く



園内には、地元小学生作成の手書きイラスト看板が設置されています

京都市みどりのボランティアニュースレター令和5年12月号(抜粋)

過去の紹介記事は以下のPDFデータを御覧ください。

公園愛護協力会掲載記事(京都市緑のボランティアセンターニュースレター抜粋)

-  [ニュースレター令和5年7月号\(PDF形式, 1.52MB\)](#)
-  [ニュースレター令和5年3月号\(PDF形式, 609.06KB\)](#)
-  [ニュースレター令和4年12月号\(PDF形式, 711.05KB\)](#)
-  [ニュースレター令和4年9月号\(PDF形式, 574.16KB\)](#)
-  [ニュースレター令和4年3月号\(PDF形式, 1.01MB\)](#)
-  [ニュースレター令和2年9月号\(PDF形式, 471.41KB\)](#)

 [ニュースレター令和2年3月号\(PDF形式, 382.85KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。](#)

公園愛護協力会の結成や活動に関して

対象となる公園を所管する土木みどり事務所までお気軽にお問合せください。

[→土木みどり事務所の連絡先はこちら](#)

なお、「京都市建設局所管の都市公園における公園愛護協力会取扱基準」については、以下のページに掲載しています。

[→みどり政策推進室が所管する要綱等はこちら](#)

お問い合わせ先

京都市 建設局みどり政策推進室

電話：075-222-4114

ファックス：075-212-8704

(c) City of Kyoto. All rights reserved.

桂川緑地離宮前公園

	作業前
	公園名：桂川緑地離宮前
	作業日：6年7月10日
	(報告)
	白板への日付記入漏れ →令和6年7月10日
	作業中
	作業後

桂川緑地離宮前公園

	作業前
	公園名：桂川緑地離宮前 作業日：6年7月24日
	作業中
	作業後





桂川の生きものたち (4月～6月)

桂川緑地離宮前公園(鳥・魚など)

キレンジャク

体長 20cm 前後

主に木の葉を食べる。
北半球の寒帯に広く繁殖分布し、日本では本州中部以北に多く、10～30羽くらいの群れを作ることもある。
風切羽の先端部に赤い線状の突起物があるのが特徴。



イソシギ

体長 20cm 前後

主に昆虫や小魚、甲殻類などを食べる。
西行法師の名歌『心なき身にもあはれは知られけり 鶺鴒(しぎ) 立つ沢の秋の夕暮れ』は、イソシギの寂しげな鳴き声を詠ったとも言われている。



オイカワ

コイ科の淡水魚の一種。

成魚は体長 15cm ほどで、オスの方がメスより大きい。
繁殖期は 5～8 月で、この時期のオスは顔が黒く、体側が水色、腹がピンク、尾びれを除く各ひれの前縁が赤という独特の婚姻色を発現する。釣りの対象としても人気がある。



チョウゲンボウ

体長 30～40cm 程度

いわゆる猛禽類で、ネズミや小型の鳥類、昆虫、ミミズ、カエルなどを捕食する。
ホバリングを行った後に急降下して地上で獲物を捕らえることが多いのが特徴。早春にはディスプレイ飛行が見られることもある。



イカルチドリ

体長 20cm 前後

主に昆虫やミミズ、エビやカニなどを食べ、中洲や寄り洲で繁殖する。
名前の「イカル」は古語で「大きい」、「敵(いか)めしい」の意味。コチドリに対して大きいことから。



ハクセキレイ

体長 20cm 前後

主に水中や土中などに潜む昆虫類やクモ、ミミズなどを食べる。人間に対する警戒心が低く、2～3m 程度の距離まで寄ってくることもある。
セグロセキレイとは目の下が白いことで識別できる。



コサギ

体長 60cm 前後

主に魚類、カエル、ザリガニなどを食べる。
白いサギの中でも体が小さく、後頭部には夏羽の冠羽が現れる。
しばしば集団でねぐらを形成するが、近年その数は著しく少なくなっている。
足指が黄色いのが特徴。



ギギ

ナマズ目ギギ科の一種。

全長は 30cm にもなり、ギギ科のなかで最も大きくなる。
屋間は岩陰に潜み、夜間に出て底生動物や小魚などを食べる。腹びれの棘と骨をすり合わせ、「ギーギー」と低い音を出すのが名前の由来。
背びれ・胸びれの棘は鋭く、刺さると痛い。



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラフ」の協力により作成しました。

※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラフ」
ホームページ

桂川の生きものたち (4月～6月)

桂川緑地離宮前公園(植物・昆虫など)

ヒメウラナジミヤノメ

タテハチヨウ科の一種。
金環の付いた、ひときわ目立つ
蛇の目紋を翅(はね)に乗せる
茶色の小さなチヨウ。翅の裏の
波の模様も特徴的で、リズミカル
に跳ねるような飛び方をする。
幼虫はイネ科の植物を食べる。
ため桂川ではどこでも見られる。



クサイチゴ

バラ科の落葉小低木。
背丈が20～60cmと低いため草のよう
に見えるが、実際は低木である。
生命力が強く、刈り取ってもまた根元
から生えてくる。
全体に短い軟毛が密生し、茎には小さい
トゲがある。果実は大型で赤く、熟すと
甘い。



カラスノエンドウ

マメ科の一年草。秋ごろに発芽して冬を越す。
標準的な和名はヤハズエンドウだが、カラスノ
エンドウが一般には定着しており、実が熟すと
サヤが真っ黒になることが名前の由来。
黒くなる前のサヤを草笛にして遊ぶことができる。



ホトケノザ

シソ科の一年草で、冬から春、日当
たりの良い場所で赤紫の筒状の花
をつける。
葉の形が仏像の蓮華座を思わせる
ことが名前の由来。
春の七草のホトケノザは本種では
なく、キク科の「コオニタビラコ」
のこと。



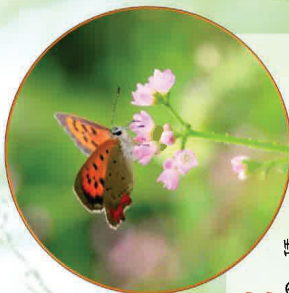
オドリコソウ

シソ科の多年草。
日本全国に分布し、河川敷や
土手に群生が見られる。
花の形が笠をかぶった踊り子のように見えるの
が名前の由来。
ホトケノザはこの近縁種。



ベニシジミ

シジミチヨウ科の一種。
春に日当たりの良い草原でよく見られる
小さな赤褐色のチヨウで、早春から晩秋
までよく見られる。
1997年(平成9年)発売の30円普通切手
の意匠になった。



モノサシトンボ

モノサシトンボ科の一種。
全長は4～5cm程度。
腹部がものさしの目盛状になっていること
が名前の由来。
河川の中流域や沼、湿地などの岸辺が
暗い環境でよく見られ、桂川では水辺
から離れた草むらでも見られることがある。



ツマキチヨウ

シロチヨウ科の一種。
モンシロチヨウより一回り小さい。
雄は前の翅(はね)の先端が褐色で
あるが、雌は灰色であり、後の翅の
裏は必ず模様になっている。
幼虫の食草はカラシナなどで、卵は主
に花や果実を食べる。



ナヨクサフジ

マメ科の一年草。
JR鉄橋から上流、松尾橋下流域で急速に増えている外来種。
他のマメ科植物と同様に、空気中の窒素固定を行い、土壌の
富栄養化を促す。
開花は5～8月で、藤の花に似ていることからつけられた名前。



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラフ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラフ」
ホームページ

桂川の生きものたち (7月～9月)

桂川緑地離宮前公園(鳥・魚など)



セッカ

体長 13cm 前後。
主に昆虫、クモなどを食べる。
普段は目立たないが、繁殖期になるとオスは「ヒッヒッ、チャチャチャチャ」と鳴く求愛飛翔をする。桂川でも夏を呼び寄せる歌声が聴かれる。



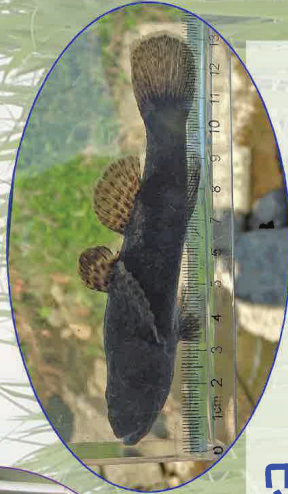
オオヨシキリ

体長 18cm 前後。
日本には夏鳥として繁殖のために渡来し、冬になるとフィリピンなど熱帯地域へ渡る。ヨシ原に生息し、繁殖期には「ギョギョシ、ギョギョシ」とさえずる。桂川でもかつてはうるさいくらいにさえずっていたが、近年は減少傾向にある。



イノヒヨドリ

体長 23cm 前後。
雌雄で体色が異なり、オスは青とオレンジ色、メスは地味な体色。主に昆虫やエビ・カニ類、トカゲなどを食べる。
本来は海辺に生息していたが、近年は内陸部でもよく見られる。桂川では人工物にとまっていることが多い。



ドンコ

ドンコ科の淡水魚の一種。
体長 25cm 前後。口は大きく、唇が厚く、下顎が上顎より前に突き出ている。ハゼ類の間では数少ない一生を川で過ごす純淡水魚で、流れが緩やかで、底質が砂礫の河川などに生息する。一般的ではないが食用として利用されることもある。



アオサギ

体長 90～100cm 程度。
日本で見られるサギ類では最大級。主に魚類や昆虫類、カエル、トカゲなどを食べ、大型の魚類はくちばしを突き刺して捕えることもある。桂川では流域全体で見られる。



カワセミ

体長 17cm 前後。
水中に飛び込んで、主に魚類や水生昆虫、エビやカエルなどを捕えて食べる。近年の河川の水質改善により、都市部でも見られるようになった。鮮やかな外見から「溪流の宝石」などと呼ばれる。



ナマズ

ナマズ科の淡水魚の一種。
大きな体をくねらせてゆったりと泳ぎ、長い口ひげが特徴的である。肉食性で、小魚やエビ・カニ類、水生昆虫、カエルなどを食べる。夜行性で、昼間は岩陰や水草に隠れている。食用として用いられることもあり、日本では天ぷらや蒲焼などにして食べられる。

京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラス」の協力により作成しました。

※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」ホームページ

桂川の生きものたち (7月～9月)

桂川緑地離宮前公園(植物・昆虫など)

キリギリス

キリギリス科の一種。
「ギー・チョン」と大きな声で鳴く。体色は緑色型と褐色型がある。肉食で、前脚には獲物を押さえるトゲがある。
危険を感じると、擬死により落下して落葉の下に潜ろうとしたり、茂みの下へ逃げ込んでいく性質を持つ。



コクワガタ

クワガタムシ科の一種。
日本では最も普通にみられるクワガタムシの一つ。ヤナギやアキニレなど多様な広葉樹の樹液に集まる。



ガガイモ

キョウチクトウ科の多年草。別名「かがみぐさ」。
日本全国に分布し、桂川では流域全体で見られる。葉や茎を切ると白い乳液が出る。秋に実が割れると種髪と呼ばれる白い綿毛の生えた種子が出る。



センニンソウ

キンポウゲ科の多年草。
日本全国に分布する。実に白い毛があり、それを仙人のひげに見立てて名付けられた。茎や葉に有毒物質を含み、汁は皮膚炎の原因となる。



トノサマバッタ

バッタ科の一種。
体長は3.5～6.5cm 程度の大型のバッタ。草食性だが、昆虫を食べたり共食いすることもある。飛翔能力が高く、長い距離では十数メートル程も飛翔することがある。



ハグロトンボ

カワトンボ科の一種。
羽化してすぐの成虫は緑地で暮らし、成熟した成虫は水辺に戻り、ヨシなどの水生植物に産卵する。桂川ではやや薄暗いところで見られる。
お盆の前後に見かけることから、京都では先祖の魂を意味する「お精霊(しよらい)」トンボとも呼ばれる。



ギンヤンマ

ヤンマ科の一種。
頭部が黄緑色、腹部が黄褐色の大型のトンボ。オスは胸部と腹部の浅瀬をパトロール飛行している。飛行能力に優れ、止まっている姿をみることとはほとんどない。



フルナズビ

ナス科の多年草。
有毒で茎や葉に鋭く痛い棘がある。繁殖力が旺盛で、駆除が厄介なことからこの名前がついた。自転車道に沿って群生が見られる。花期は6月～10月。



ユウゲシヨウ

アカバナ科の多年草。
日本全国に分布する。5月～9月にかけて薄紅色の花をつける。名前の由来は夕方に開花することからとされているが、実際には昼間でも開花している。



ツマグロヒョウモン

タテハチョウ科の一種。
翅がヒョウ柄で、縁(外縁)が黒く縁どられていることから名付けられた。
翅の模様は雌雄で大きく異なり、メスは翅の先端が黒地で白い帯が横断し、根元側はオレンジ色である。(写真左がメス、写真右がオス)



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラス」の協力により作成しました。

※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラス」ホームページ

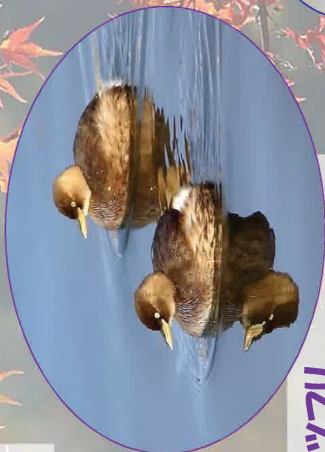
桂川の生きものたち (10月～12月)

桂川緑地離宮前公園(鳥・魚など)



コガモ(オス)

体長 34～38cm。
名前は、小さいカモの意。水中の首の屈く深さの藻や水草を食べる。日本へは冬鳥として飛来する。かつては9月中旬には桂川にも飛来していたが、近年飛来時期が遅くなっている。



カイツブリ

体長 26cm。
池や湖、河川に生息し、主に水中の小魚やエビを捕食する。
名前の由来は諸説あるが、「掻いて潜る」が転じてとす説がある。川や湖沼に生息するが、体側には太い紺色の縦帯がある。川や湖沼に生息するが、水がきれいで水流が緩いところを好む。主に水生昆虫や小魚を食べるが、藻類や水草も食べる。



ヒドリガモ

体長はオスが約53cm、メスが約43cm。オスは頭部が紺色。主に植物食であるが、水生昆虫等を食べることもある。
日本には冬鳥として飛来する。桂川では冬季もとても多く見られ、陸に上がって草を食べている姿もみられる。



ミサゴ

体長 60cm 前後 (翼開長 150cm～180cm 程度)。
主に魚類を食べる。ホバリングしながら魚影を見つけると急降下し、豪快にダイブして魚を捕える。主に海岸に生息するが、河川や河口にも生息し、桂川でも追力の狩りを見せてくれる。
『京都府レッドデータブック 2015』では絶滅危惧種。



カワムツ

コイ科の淡水魚の一種。体長 10～15cm 前後。背中は黄褐色で、体側には太い紺色の縦帯がある。川や湖沼に生息するが、水がきれいで水流が緩いところを好む。主に水生昆虫や小魚を食べるが、藻類や水草も食べる。



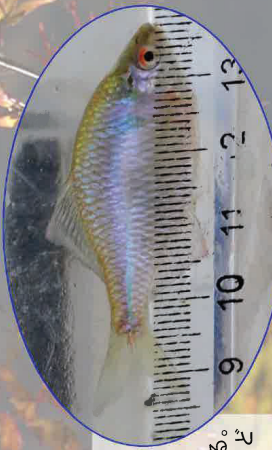
ビタキ

体長約 13cm。
枯や低い草木の先にとまることが多く、主に昆虫類を捕食する。
桂川には春と秋の渡りの途中に立ち寄る。



モズ(オス)

体長 19～20cm。
鷹のようなくちばしと鋭い眼光から「小さな猛禽」と言われ、昆虫や両生類のほか、小型の鳥類を捕えることもある。「モズのはやにえ」といわれる、捕らえた獲物を木の枝等に突き刺したりする習性をもつ。



タイリクバラタナゴ

コイ科の淡水魚の一種。体長 8cm 前後。
川の中～下流域で、流れの緩やかなところや止水域を好む。付着藻類など植物を主食とする。繁殖のピークは4月から6月で、ドブガイなどの二枚貝に産卵する。
日本には第二次世界大戦中、中国から食用として導入された魚類に混じって運ばれてきたとされる。



「桂川クラブ」ホームページ

京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。

桂川の生きものたち (10月～12月)

桂川緑地離宮前公園(植物・昆虫など)

エンマコオロギ

コオロギ科の一種。
屋間は草木の茂みや枯草の陰に潜み、夜になると周辺を徘徊する。食性は雑食で、植物のほかに動物質のものも食べる。
秋が深まると屋間も「コロコロ一」と鳴くようになる。



ヤマトシリアゲ

シリアゲムシ科の一種。
名前のとおり、腹部が大きく反りあがっているが、オスのみの特徴である。体色は、初夏に現れるものは黒色だが、秋口に現れるものは黄色っぽく、別名「ベッコウシリアゲ」と呼ばれる。葉上で見られる。



ミミソバ

タデ科の一年草。
花期は9月～10月。名前の由来は、溝や湿地に生え、花が蕎麦に似ることから。水踏脇など、水が豊かで土が肥えているところに生育するが、桂川では近年湿地の減少から群生地を減らしている。



センニンソウ

キンポウゲ科の多年草。
日本全国に分布する。実に白い毛があり、それを仙人のひげに見立てて名付けられた。茎や葉に有毒物質を含み、汁は皮膚炎の原因となる。



ヨメナ

キク科の多年草。
花期は7月～10月で、秋に薄紫の可憐な花をつける。葉に独特の香りがあり、芽を摘んで食用にされる。繁殖力旺盛で、桂川全域でよく見られる。



アキアカネ

トンボ科の一種。
秋の赤トンボの代表で、日本各地で普通にみられる。初夏に羽化すると、暑さを避けるため涼しい山へ移動し、10月頃になると平地へ戻ってくる。桂川の入江状の浅瀬でオスとメスがつかまって産卵している姿がみられる。



キクイモ

キク科の多年草。
花期は9月～10月で、ヒマワリに似た黄色い花をつける。10月末には地中に芋状の塊茎を作る。世界中に外来種として分布し、日本には江戸時代末期に飼料用作物として伝来した。洪水の少ない年が続くと河川敷に群生が見られる。



ゴギツリ

ウリ科の一年草。
つる性の植物で、8月～10月に小さな白い花をつける。果実は合器のような形で、熟すと上下に割れ、中に2個の種子が入っている。
水辺の草地に生育するため、洪水などの影響を受けやすい。



サクラタデ

タデ科の多年草。
花期は8月～10月。地味なタデ科の中では比較的花が大きくよく目立つ。花がサクラに似た薄桃色であることから名前がついた。
晩秋、他の植物が枯れ始めた草原や畑の脇に群生が見られることがある。



クラナミシジミ

シジミチョウ科の一種。
桂川では秋によく見られ、名前ははねの裏の白い波模様由来する。後ろのはねの目玉模様と尾状突起は、目玉と触覚に似せて天敵を欺いていると言われる。



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。

※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」
ホームページ

桂川の生きものたち (1月～3月)

桂川緑地離宮前公園(鳥・魚など)



オオバン

全長約 32～39cm。黒い体に白い額が特徴。主に水生植物を食べるが、魚類や昆虫なども食べる。10 年程前まで桂川では希少種だったが、近年飛来数が多くなっている。



カンドリカイツブリ

全長約 56cm。黒い冠羽があり、冬には二つにまとめた髪型のようにも見える。顔から胸にかけては白く、よく目立つ。3 月になると夏羽にかわり始め、美しいおかつば頭のようにになり、繁殖地へ移動する。

イカル

全長約 23cm。大きく黄色い嘴(くちばし)が特徴。桂川に多いエノキの実を、群れで音を立てて食べている姿を見かける。比較的寒い時期から鳴き始め、「キコキコキー」と澄んだ声で鳴く。



ミナメダカ

メダカ科の淡水魚の一種。体長約 4cm。身近な小川や水路などに広く生息し、流れの緩やかな岸辺で見られる。小川や水路のコンクリート化、農業水路と水田の分断などにともない、生息環境が少なくなっている。『京都府レッドデータブック 2015』では絶滅危惧種。



コウライモロコ

コイ科の淡水魚の一種。体長約 10～15cm。河川の中下流域に住み、砂底や砂礫底を好む。雑食性でミジンコなどの浮遊動物、エビやユスリカなどの底生動物、巻貝などをたべる。スゴモロコとは亜種関係にあり、形態は酷似する。



エナガ

全長約 14cm。尾羽が長いことから柄長(エナガ)と名付けられた。「ジュリリ」と鳴く。冬季は集団で行動し、昆虫や木の实などを食べる。



ホオジロ

全長約 17cm。成鳥の顔は頬・眉斑が白く目立ち、「頬白」の和名はここに由来する。環境への順応性が高く、桂川では周年居ることができ、冬季は藪や河川敷の草原に小群でいるため、見る機会が多い。



ジョウビタキ

全長約 13.5～15.5cm。冬の到来を告げる渡り鳥の 1 つ。「附(ジョウ)」は翁(男の老人)を意味し、オスの頭部が白いのを翁の白髪に見立てて名付けられた。民家の庭先にも来て、屋を上下に振って愛嬌を振りまき姿をよく見かける。



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラフ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラフ」ホームページ

桂川の生きものたち (1月～3月)

桂川緑地離宮前公園(植物・昆虫など)

ツチイナゴ

バッタ科の一種。
河川敷のススキやクズの生える
草地で見かける。複眼の下に涙を
流したような筋が見られる。
成虫で越冬する。チヨウゲンボウ
など猛禽類に捕食される。



キヒロデントウ

体長約5mm。
野菜などの植物につく「うどん粉病
菌」を食べる益虫。
冬季、樹木の洞などで越冬する成虫
が見られる。



シロバナタンポポ

キク科の多年草。
花期は2月～5月。
西日本で多く見られ、桂川河畔でも近年増加傾向に
ある。日当たりの良い土手では、2月頃から他のタ
ンポポに先駆けて白い花を咲かせる。



センダン

センダン科の落葉高木。
数珠玉のような実がたくさんなるので干珠(センダ
マ)とつき、それが転じて「センダン」と名付けら
れた説がある。果実は秋頃から熟し、ムクドリなど
鳥類の食料になる。
(写真左：果実、右：葉痕)



ハコベ

ナデシコ科の草本。
花期は3月～8月。春の七草の
一つ。ヒヨコが喜んで食べたこと
から別名「ひよこ草」ともいわれ
る。種子の表面には突起があり、
靴底について遠くへ運ばれる。



キタキチョウ

シロチョウ科の一種。
近縁種のモンキチョウに似ているが、
やや小さく黄味が濃い。幼虫はマメ科
のネムノキやハギ類を食草とする。
成虫で越冬する。



ハイバ

バラ科のつる性低木。
河川敷など、かく乱の多い場所に生育し、
桂川では全域で大繁殖している。花の少な
い冬には光沢のある赤い実が美しいが、棘
は鋭い。
果実は冬鳥にとって貴重な食料となる。
(写真左：花(5月)、右：果実(1月))



オニグルミ

クルミ科の落葉高木。
日本産のクルミで食べられるのは本種だけ。堅い殻が
名前の由来。落葉後の大きな葉痕が可愛い。
果皮は黒色の染料として、また、材はウォールナット
として知られ、家具や建材に使われる。
(写真左：葉痕、右：果実(8月))



ヤエムグラ

アカネ科の越年草。
草地や林縁に多く見られ
る。種子を含んで全草が
衣服に付着し、ひっつき虫
の性質を持つ。



ムラサキシジミ

シジミチョウ科の一種。
黒いはねの表面に青紫色が
映える。常緑樹の葉で集団
越冬する。幼虫はアラカンの
葉を食草とする。



京都市(西京土木みどり事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。

※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」
ホームページ

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 人と川とのつながりを重視した利用と管理にあたること。利用と管理の実態を把握するとともに、公園施設として設置・整備した施設のうち、遊休・荒廃の状態にあるものは撤去し、河川環境に負荷を与えない利用と管理にあたること。特に除草にあたっては、本川沿いの水際を全て可能な限り幅広く刈り残すこと。
- ✓ 利用と管理の新たな取り組みについては、定期的に調査・確認し他の占用施設の利用と管理に活かすとともに委員会開催時に報告を行うこと。
- ✓ 利用と管理の実状把握にあたっては、利用者と連絡を密にして情報を入手するとともに利用者に河川環境保全と再生の取り組みについて理解と参画を促すよう努めること。

平成19年 委員会

- ✓ 草を刈らない空間の扱いについて、関係者と協議の上具体化していただきたい。
⇒ 草刈り範囲は河川管理者と打合せを行い、除草範囲を園路から2mとして、それから水際までの間は草刈りをしていない。
- ✓ 自由使用といえども利用実態を把握することが重要である。ある特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、利用実態の把握を行っていくこと。
⇒ 有料施設ではないため、利用者の把握は困難である。

平成21年 委員会

- ✓ 草を刈り残すことについて、意見が尊重されている。
- ✓ 堤防天端の駐車車両の実態把握に努めるとともに、占用地の利用にあたり車の使用を抑えるような啓発を実施していただきたい。
⇒ 公園使用許可者に対して、必要最小限の車両乗り入れを認めている。

136

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 河川敷の公園として良い使い方ができる場所となっている。
- ✓ 地域の歴史文化資源としても重要な場であり、その特性を活かした利用について引き続き取り組んでいただきたい。
⇒ 地域の特性を活かした利用に努めていく。

平成27年 委員会

- ✓ 物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。
- ✓ 公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などにより利用者に情報提供を行うこと。
- ✓ 関係部局と連携を図りながら、生物の生息環境に配慮した植生の刈り残しなど、連続した緑地環境を保全できるような管理を行っていただきたい。
- ✓ 桂離宮に面している景観的魅力を保全していただきたい。
- ✓ 河川管理者と占用の必要性や今後の管理内容を早急かつ詳細に協議されたい。

平成30年 委員会

- ✓ 子どもたちが水辺に近づけるような改善が進められているように見受けられた。
- ✓ 草地の刈り残しが見られ、評価できる。草地は貴重な生物の生息場となるので、今後も草刈り業者に委託する際の仕様等について、他部署とも情報共有し、適正な緑地管理に活かされたい。

137

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

- ✓ 水辺のグリーンベルトが維持されておりよい事例である。刈り残しに関する引継ぎなどは占有者説明会などで紹介し、ほかの占有者の参考になるようにするとよい。
- ✓ 現地に設置された環境学習看板は良い事例。これも説明会で周知し、ほかの占有者に参考にしてもらいたい。地域の市民環境グループとのコラボもよい。
- ✓ 貴重な種が確認された場合など、地域の活動団体と情報を共有し、連携して保全に生かしてってもらいたい。
- ✓ 看板の設置方法は良い。興味を引く工夫がよい。季節ごとに新しい情報が得られる。さらに二次元バーコードで情報を参照できる。簡易な作りではあるが、鮮やかな色が保ててよい。努力が見られ、評価できる。
- ✓ 草刈りの時期に留意されたい。外来種の種が散布される次期に刈り取りすると、かえって種子のバラマキにつながる。結実以前に刈り取るような前倒しができるとよい。

57.桂川緑地公園

記入者：京都市西部土木みどり事務所



番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	2024. 5 占用者撮影
現在の利用形態	・野球場 1 面、多目的広場 1 面、テニスコート 2 面	都市計画の有無	都市計画：桂川緑地 488. 5ha S46. 2. 5（当初） S48. 2. 13（変更）
占用面積	25, 441. 62 m ²	付帯施設等	移動式便所 1 箇所 ベンチ 9 基
許可の経緯	<当初許可> S46. 2. 5 <許可期限> R8. 3. 31	利用者数	平成 30 年度 39, 000 人 令和元年度 37, 000 人 令和 2 年度 43, 000 人 令和 3 年度 40, 000 人 令和 4 年度 43, 000 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・堤内地側（上流，下流側）は、住宅を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・広域避難場所（京都市地域防災計画） ・京都市都市計画において「桂川緑地」として決定されている。 昭和 46 年 2 月 5 日 計画決定（桂川緑地 57, 037m ² ） ・京都市緑の基本計画では、緑の配置方針として緑の軸として位置づけられ、「新しい緑の創出」の公共公益施設の緑化の水辺の緑の整備政策として、多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を掲げている。		
その他特記事項	当該地は、昭和 40 年 4 月に開かれた国民健康体育増強対策閣僚会議に基づく措置要項及び同年 11 月の河川審議会の答申に基づく建設省事務次官通達等に沿って市民レクリエーションのための広場として利用を図るため、桂川河川敷の国有地を公園として整備することとなった。建設省近畿地方建設局及び京都府と協議のうえ、第 1 期、桂大橋から国鉄間の 30 ヘクタールを計画決定し、昭和 45 年度から 2 箇年で整備した。その後、昭和 48 年 2 月に計画区域を大幅に変更し、昭和 50 年度に桂大橋下流の自動車練習場を第 1 期と同様、国の補助を受けて整備した。		

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	・市民のレクリエーションのための広場として、今後も利用が見込まれる。	
管理状況	・管理主体は、京都市建設局西部土木みどり事務所である。 ・管理規則は、桂川緑地の管理運営要領に基づく。 ・都市公園法、同施行令、京都市都市公園条例、同施行規則等に基づいた管理を行っている。 ・定期的に除草及び清掃を実施している。	
利用状況	・自由使用と定めている。（禁止事項については、看板等による是正啓発を実施。） ・駐車場としての利用なし。	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	・河川敷の植生保全の指針的なものをほかの事務所と共有しながら、建設局など上部組織などの関係部局などとも共有し、管理するような仕組みも検討されたい。 ・どこをどのように残すのかをきちんと引き継がれたい。また、草刈り時期について、生物のライフサイクルなどを考慮した対応を（草刈りの発注時期など）検討されたい。 ・刈り残し幅を伝えていくとき、数値を示すか、写真などでどのような状況が良好であるのかをきちんと伝えるようにするとよい。 ・刈り残し足りないように感じる。もともとあるオギ原を無理に刈らずに残す部分、刈りこむ部分、強弱をつけて管理されたい。 ・河川敷であることを前提に、河川の環境を保全しながら、川の自然を思いながらスポーツ利用してもらえるように、周知や草刈りの意味などを伝えていく努力ができるとよい。 ・スポーツ協会として、スポーツしやすい空間を管理していただいてありがたい。コロナ禍で屋外の活用需要がある。	・刈り残しの考え方に関しては、他の占用者（各土木みどり事務所）とも共有している。 ・水際部を刈り残すことは担当の引継ぎ事項としている。夏期の草刈りは最低限としている。 ・地域のボランティアが良かれと思って刈りすぎている部分がある。また、業者ではないので一律の刈り方になっている傾向はある。 ・水辺の自然環境保全に取り組んでいる看板の設置を予定。 ・引き続き利用しやすい空間の維持に努めます。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	・上欄に記載のとおり。	
その他	・特になし	

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・ 占用地は、細長く、グラウンド、テニスコートなどを園路で結んだ整備が行われている。 ・ 三号井堰の下流は中州などもあり多様な環境である。 ・ 中洲はツルヨシ群落やヤナギ群落が主体である。 ・ 一方、上流は堰の湛水域である。 ・ 堤防の河岸に巨木がありランドマークになっている。 ・ 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 ・ 上流部の背後地は住宅地である。 ・ 下流部は天神川との導流堤となっている。
自然環境上重要な場所		・ 三号井堰の下流の中洲は、ツルヨシ群落や、ヤナギ群落が中心で多様な環境であり、河原やヨシ原を生息場とする生物にとっては重要な環境である。 ・ 三号井堰の上流の低水路部は、堰の湛水区間が連続し、カモ類など静水面を利用する鳥類にとって重要な環境である。 ・ 下流の中洲でサギ類の集団繁殖地が確認されている。 ・ 重要な種として、陸上昆虫類ではグンバイトンボ等、小動物ではカヤネズミ等が周辺で確認されている。
水際の 状況	水域までの 距離	・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 22m ・ 堰の上下流と一部の河岸に低水護岸が設置されているが、ほとんどは自然河岸となっている。
	水面との 高低差	・ 約 2～5m
環境面から見た 望ましい利用方針		・ 堰下流の中洲のツルヨシ群落や堰上流の湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

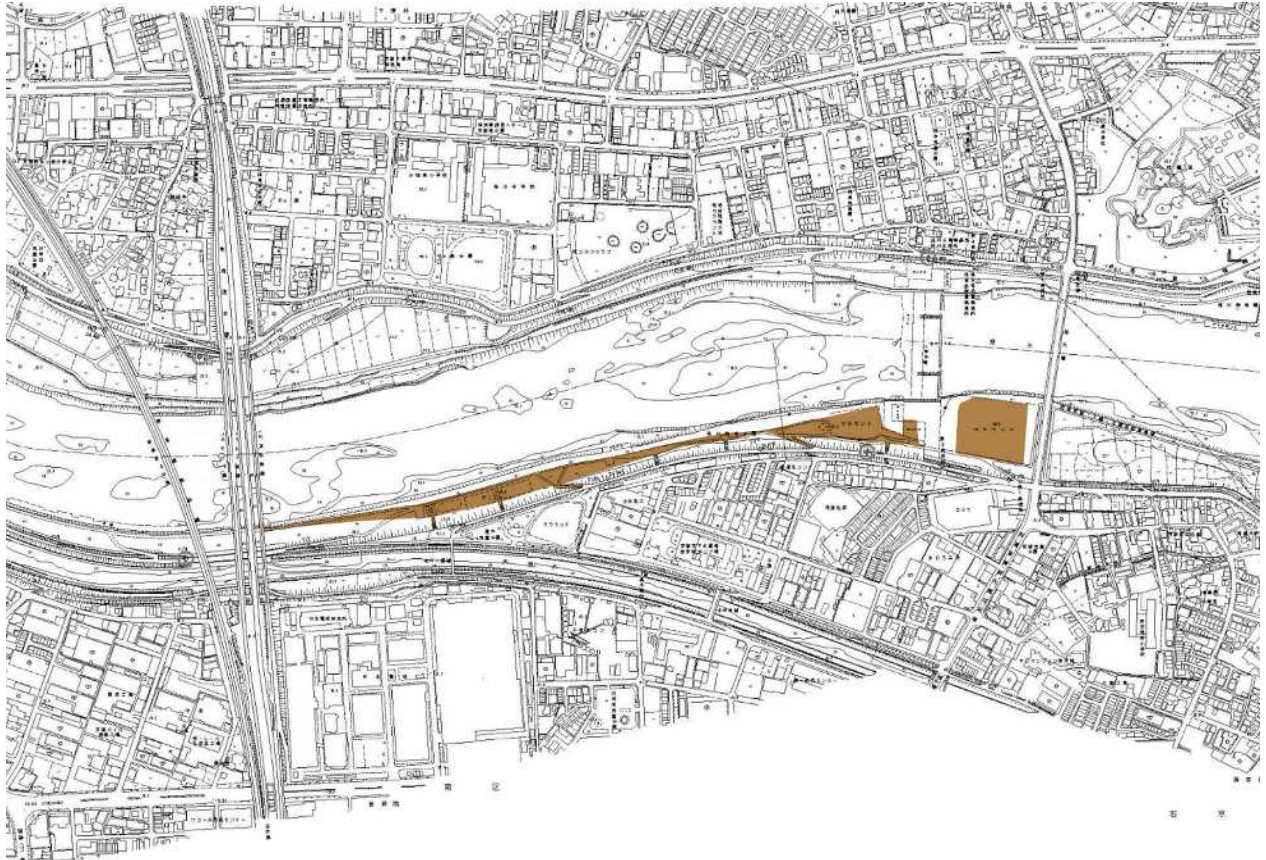
(委員会作成)

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11.2k-60m～ 12.2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

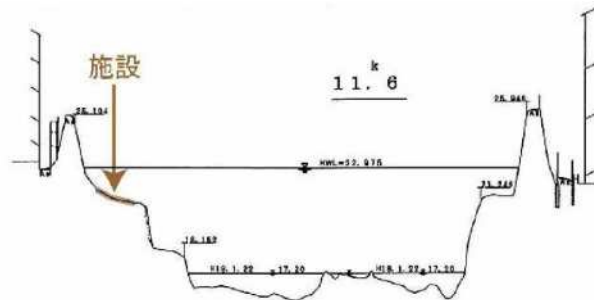
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：11.6k)



ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

(写真撮影者：)



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:57桂川緑地公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			都市計画:桂川緑地 昭和46年2月5日計画決定			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			広域避難場所:京都市地域防災計画			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水陸部の占有面積を縮小 ・グラウンドを新水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す	河川敷の植生保全の指針的なものをほかの事務所と共有しながら、建設局など上部組織などとの関係部局などとも共有し、管理するような仕組みも検討されたい。	より残しの考え方に關しては、他の占用者(各土木どり事務所)とも共有している。	連携していない。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			占用目的は公園であるが、水辺に近い市民憩いの場、自然豊かな場、自然観察の場という点で一部合致している。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由利用としている。独占的な利用は認めていない。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			自然と触れ合える市民憩いの広場として、目的に合致している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			使用については自由利用と位置づけており、施設利用者と占有者間で連携はない。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			独自調査は実施していないが、保全利用委員会の調査に記載されている事項は把握している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			基本的に自然河岸であるため、ほぼ全項にわたり冠水する可能性はあるが、具体的な降水量との関係は不明である。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:57桂川緑地公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	どこをどのように残すのかをきちんと引き継がたい。また、草刈り時期について、生物のライフサイクルなどを考慮した対応を(草刈りの発注時期など)検討されている。	水際部を刈り残すことは担当の引継ぎ事項としている。夏期の草刈りは最低限としている。	水際部を刈り残すことで緩衝帯としての役割を期待している。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	刈り残し幅を伝えていくとき、数値を示すか、写真などでどのような状況が良好であるのかをきちんと伝えるようにする。また、業者ではないので一律の刈り方になっていく傾向はある。	地域のボランティアが良かれと思って刈りすぎている部分がある。また、業者ではないので一律の刈り方になっていく傾向はある。	水際部は人の手がほとんど加えられていないことから自然な状態が保たれている。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	河川敷であることを前提に、河川の環境を保全しながら、川の自然を思いながらスポーツ利用してもらえるように、周知や草刈りの意味などを伝えていく努力ができる	水際の自然環境保全に取り組んでいる看板の設置を予定。	占用区域を示す看板は設置済み。その他、法令に基づき公園利用についての注意喚起は看板の掲示により実施している。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか				行っていない。		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか				設置されていない。		○:設置されていない △:設置されている ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等				使用していない。		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか				アクセスの支障となる占用物や地形はない。		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等				不法投棄や支障行為については、巡視点検等の発見や、通報を受け次第撤去している。		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか				桂川緑地の管理運営要領を定めている。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか				定めていない。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	スポーツ協会として、スポーツしやすい空間を管理していただいております。コロナ禍で屋外の活用需要がある。	引き続き利用しやすい空間の維持に努めます。	桂川緑地の管理運営要領において、都市公園として使用することが定められており、都市公園としての法令に基づき公園利用の注意喚起は看板の掲示により周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

桂川緑地 利用者数の把握方法

■2018：平成30年10月1日（月）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒19名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒152名

この数値に、京都府の年間降水日数(平成30年度：107日)以外の日数258日に乗じた。

⇒39,216名 ⇒39,000名（丸め）

■2019：令和元年10月9日（水）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒18名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒144名

この数値に、京都府の年間降水日数(平成30年度：111日)以外の日数254日に乗じた。

⇒36,576名 ⇒37,000名（丸め）

■2020：令和2年10月2日（金）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒21名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒168名

この数値に、京都府の年間降水日数(平成30年度：112日)以外の日数254日に乗じた。

⇒42,672名 ⇒43,000名（丸め）

一日平均を155名（2018～2020の平均： $(152+144+168) \div 3$ ）として計算。

■2021：令和3年 年間降水日数110日 $155 \times (365-110) = 39,525 \Rightarrow 40,000$ （丸め）

■2022：令和4年 年間降水日数85日 $155 \times (365-85) = 43,400 \Rightarrow 43,000$ （丸め）

[グラフで見る京都府の降水日数（年間）は多い？少い？\(推移グラフと比較\) | GraphToChart](#)

桂川緑地での取り組み

桂川の水辺には様々な生きものが生息しています。



カヤネズミ



生きものの生育環境を「保全」しながら、スポーツ等の「利用」環境の確保を目指しています。

刈り残しの事例写真

カヤネズミの営巣地となる草地の保全

河畔林、緩衝帯の写真

水鳥の餌場となる河畔林の保全

広場周りの除草写真

利用者の河辺への解放感を確保

現在位置： [トップページ](#) [まちづくり](#) [都市計画](#) [都市計画一覧表](#) [緑地](#)

緑地

ページ番号19395

2012年5月9日

都市計画決定された「緑地」の一覧です。

緑地

名 番 号	称 緑 地 名	位 置	面積 (約)	計画決定又は 最終変更年月日
2	鴨川緑地	北・上賀茂中嶋河原町他	163.6ha	平成24年5月9日
		<高橋南側付近～高野川合流地に至る賀茂川, 高野橋南側～賀茂川合流地に至る高野川, 賀茂川・高野川合流地～京川橋北側に至る鴨川>		
3	桂川緑地	右・梅津構口町他	488.5ha	平成22年2月5日
		<上野橋南側付近～市域界に至る桂川>		
4	栗山自然緑地	山・四ノ宮柳山町他	20.4ha	昭和50年12月16日
5	淀緑地	伏・淀木津町他	1.4ha	平成11年8月27日
6	洛西周辺緑地	西・大枝北福西町一丁目他	17.4ha	昭和56年11月27日
		<洛西ニュータウン内>		
8	岩倉緑地	左・岩倉東五反田町	1.1ha	昭和59年2月3日
9	すりばち池緑地	右・太秦三尾町	0.3ha	平成11年8月27日
7箇所 692.7ha (京都市域内)				

お問い合わせ先

京都市 都市計画局都市企画部都市計画課

電話：075-222-3505 【受付時間】午前8時45分～11時30分、午後1時～3時（事業者のみなさまからのお問い合わせは受付時間内でのご協力をお願いします。）

ファックス：075-222-3472

京都市広域避難場所一覧

令和5年10月1日時点

No.	名称	収容可能 人員(人)	延べ面積 (ha)	所在地	北緯	東経
31	塔南高等学校グラウンド	5,000	1.00	南区吉祥院観音堂町	34.966792	135.733465
32	陸上自衛隊桂駐とん地	5,000	1.00	南区久世高田町	34.965368	135.709443
33	桂川左岸(桂大橋～東海道線)	40,000	8.00	南区吉祥院堤外町	34.979755	135.717178
34	久世橋西詰公園	15,500	3.10	南区久世川原町	34.960097	135.723444
35	仁和寺境内	6,500	1.30	右京区御室大内	35.029026	135.713869
36	西京極総合運動公園	36,000	7.20	右京区西京極新明町	34.994162	135.714322
37	西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	19,250	3.85	右京区西院安塚町	35.001606	135.721846
38	桂川左岸(松尾橋～上野橋)	31,500	6.30	右京区梅津大縄場町	34.999066	135.694646
39	佛教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内	90,000	18.00	右京区嵯峨広沢町	35.024664	135.689701
40	桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)	68,500	13.70	西京区嵐山東海道町	35.008698	135.687522
41	桂高等学校グラウンド	9,000	1.80	西京区川島松ノ木本町	34.972239	135.703896
42	桂川中学校グラウンド 川岡東小学校グラウンド 牛ヶ瀬公園	11,950	2.39	西京区下津林東大般若町	34.976256	135.716030
43	小畑川中央公園	44,850	8.97	西京区大枝東新林町	34.966296	135.675765
44	境谷小学校グラウンド 洛西中学校グラウンド 境谷公園	13,000	2.60	西京区大原野西境谷町三丁目	34.963324	135.673544
45	竹の里小学校グラウンド 大蛇ヶ池公園	11,150	2.23	西京区大原野東竹の里町四丁目	34.958074	135.673801
46	桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター	29,000	5.80	西京区御陵大枝山町二丁目	34.987245	135.664853
47	東山高等学校総合グラウンド	15,500	3.10	伏見区醍醐内ヶ井戸	34.963407	135.824156
48	京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	15,000	3.00	伏見区深草塚本町	34.965416	135.767207
49	京都教育大学附属高等学校	18,000	3.60	伏見区深草越後屋敷町	34.950917	135.764524
50	京都教育大学構内	26,250	5.25	伏見区深草藤ノ森町	34.951304	135.773843
51	桃山御陵 伏見桃山城運動公園	108,500	21.70	伏見区桃山町古城山	34.939739	135.778781
52	伏見公園(グラウンド)	9,500	1.90	伏見区桃陵町	34.929197	135.766510
53	下鳥羽公園	9,500	1.90	伏見区下鳥羽西芹川町	34.943358	135.748604
54	三栖公園	11,000	2.20	伏見区下鳥羽六反長町	34.933565	135.752315
55	小栗栖中学校グラウンド 元小栗栖小学校グラウンド	6,400	1.28	伏見区石田川向	34.941977	135.797994
56	栗陵中学校グラウンド 池田小学校グラウンド	5,600	1.12	伏見区醍醐池田町	34.946432	135.808856
57	春日丘中学校グラウンド 日野小学校グラウンド	6,250	1.25	伏見区日野谷寺町	34.938543	135.817284
58	日野野外活動施設	7,850	1.57	伏見区日野船尾	34.934567	135.820895
59	元向島南小学校グラウンド 宇治川公園	27,950	5.59	伏見区向島津田町	34.922604	135.762044

基本方針2「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史、文化、環境を守る－

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績(事業名等)	新たな計画での方向性	方向性の内容
2 新しい緑の創出（緑のネットワークの形成）	② 公共公益施設の緑化		① 公共公益施設の緑化				
			緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
		27	緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
		28	交通安全に配慮した人と人がふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	推進中	コミュニティ道路の整備に伴う植栽	○	
		29	新しく設置する道路に積極的に植栽する。	推進中	都市計画道路の整備に伴う植栽	○	
		30	地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	推進中	駅前広場や街路樹の植栽	○	
		31	交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	推進中	ポケット広場の植栽	○	
		32	季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		33	街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		34	散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	推進中	堀川水辺環境整備	○	
3 ウ 水辺の緑の整備	水辺の緑の整備	35	水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	推進中	河川事業に伴う多自然川づくりの実施	○	
		36	多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	推進中	桂川緑地の整備	○	
		37	公共公益施設の敷地を30%以上緑化する。	推進中	クリーンセンター、市営住宅、下水道処理場等の緑化。公共公益施設の屋上緑化。	△	・敷地当たりの緑化率の精査 ・緑化基準の作成等による取組強化の検討
		38	様々な学校緑化を展開する。	推進中	花と緑のグリーンベンチ、緑のカーテン、校舎の屋上・壁面緑化、校庭芝生化、学校ビオトープの実施	○	

国土交通省管理河川敷における河川敷公園「桂川緑地」の管理運営要領

京 都 市

(目的)

第1条 この要領は、国土交通省が管理する一級河川淀川水系桂川の河川区域内に京都市が設置する河川敷公園「桂川緑地」の管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(河川敷公園の運用)

第2条 河川敷公園の運用取り扱いについては、河川敷占用の主旨に従い、京都市都市公園条例及び同条例施行規則により、都市公園として運用し、一般公衆の利用に供するものとする。

(河川敷の利用)

第3条 公園の利用は原則として自由利用とするが、京都市都市公園条例第3条に関しては、市長の許可を必要とする。

(公園施設の管理)

第4条 公園施設の総括的管理は、建設局水と緑環境部緑地管理課（以下「緑地管理課」という。）が行う。

2 清掃，除草等の日常管理も，緑地管理課が行う。

○京都市都市公園条例

昭和35年4月1日条例第16号

京都市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（以下「法」という。） 、法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあつては、100分の4）とする。

2 前項の規定にかかわらず、公園の利用者の利便の向上を図るうえで特に有効であると認められる公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）を設けることが、当該公園の持続的な利用を促進し、かつ、当該公園が地域住民の交流の拠点となることに資すると認められる公園として別に定めるものの法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の12（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあつては、100分の14）とする。

3 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに定める範囲とする。

(運動施設に関する制限)

第1条の4 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、西院公園については、100分の75とする。

(指定管理者による管理)

第2条 [別表第1](#)に掲げる有料公園（本市が管理する運動施設（法第2条第2項第5号に掲げる施設をいう。）で有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園のうち、市長が指定する区域をいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（有料公園にあつては、指定管理者。以下この条、第6条及び第12条の4において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。

- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、または制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前各号のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の利用の許可等)

第7条 有料公園施設の利用（付属設備の利用及び広告を表示するための利用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 有料公園施設の供用時間及びこれらを供用しない日は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
- 3 第1項の規定により広告を表示するために有料公園施設を利用する場合については、前項の規定は、適用しない。

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ バックネット、夜間照明・放置車両など特定の施設利用者が持ち込み、固定・設置した工作物の是正指導を行うこと。
- ✓ 人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 利用と管理の実状を正しく把握するとともに、公園施設として設置・整備した物の内、遊休・荒廃の状態にあるものは撤去し、河川環境に負荷を与えない利用と管理にあたること。特に除草にあたっては、本川沿いの水際を全て可能な限り幅広く刈り残すこと。
- ✓ 利用と管理の新たな取り組みについては、定期的に調査・確認し他の占用施設の利用と管理に活かすとともに委員会開催時に報告を行うこと。
- ✓ 利用と管理の実状把握にあたっては、利用者と連絡を密にして情報を入手するとともに利用者に河川環境保全と再生の取り組みについて理解と参画を促すよう努めること。

平成19年 委員会

- ✓ 前回の更新条件が依然として改善されていない。河川管理者ともタイアップして改善に向けた措置を講ずること。
- ✓ 自由使用といえども利用実態を把握することが重要である。定性的にならざるを得ないが、ある特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、利用実態の把握を行っていること。
- ✓ 自然空間の中を細い遊歩道で利用する場所では、周囲の自然環境に気配りする、といった自然と共存するための方策を、河川管理者と協議の上検討願いたい。

126

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ ネットなどの設置物の出水時の流出対策を検討していただきたい。
- ✓ 放置車両や夜間照明装置など施設利用者が持ち込んだ設置物が改善されていない。改善に向けて占用者と河川管理者とで適正化に努めていただきたい。
- ⇒ 放置車両は是正された。その他の設置物は引き続き改善を促すよう努める。
- ⇒ 利用者に対し、改善を促すよう努める。
- ✓ 砂場やカラータイルなど不要と思われる設置物の改善を検討していただきたい。
- ⇒ 施設の利用者が存在することから、設置を継続する必要があると考えている。カラータイルは、園路施設として必要であると考えている。
- ✓ 特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、引続き利用実態の把握に努めていただきたい。
- ⇒ 特定団体の排他独占的な利用にならないよう、引き続き、利用実態の把握に努める。

平成24年 委員会

- ✓ ネットなどの出水時の流出防止対策を引き続き検討していただきたい。
- ⇒ 不法に設置されたネット等については適宜指導し改善を進めている。
- ✓ 占用地周辺に樹木があるなど、河川の景観としても好ましい空間である。緩衝帯としての水際の草の刈り残しなど、生物との共存について検討いただきたい。
- ⇒ 管理運営要領に基づき除草を行っており、刈り残しをするためには要領の変更が必要。
- ✓ テニスコートの舗装は、補修ではなく撤去についても検討いただきたい。
- ⇒ 利用実績は把握していないが、使用実態があり安易な撤去は適切ではないと考える。

127

■過年度審議結果のレビュー

平成27年 委員会

- ✓ 植生の刈り残しなど、連続した緑地帯を保全できるような管理を行っていただきたい。
- ✓ 利用者の自然環境への意識、マナー向上の啓発看板などの設置を行っていただきたい。
- ✓ 安全管理の観点からも、利用実態調査を行うこと。
- ✓ 河川管理者と占用の必要性や今後の公園管理者としての管理内容について早急かつ詳細に協議されたい。

平成30年 委員会

- ✓ 緑地の刈り残しについて、多目的広場のようにスペースに余裕のある場所では、5～10m程度まとまった幅で残せると良い。植物帯は生物の生息場として重要であるため、草地の「刈り残しマニュアル」のようなものが整備できると良い。
- ✓ 外来種に関する注意を喚起する標識等の設置について、河川管理者と協働で検討されたい。

令和3年 委員会

- ✓ 刈り残し幅を伝えていくとき、数値を示すか、写真などでどのような状況が良好であるのかを確実に引き継がれるような形で伝えるようにするとよい。
- ✓ 刈り残し足りないように感じる。もともとあるオギ原を無理に刈らずに残す部分、刈りこむ部分、強弱をつけて管理されるとよい。
- ✓ 河川敷の植生保全の指針的なものをほかの事務所と共有しながら、建設局など上部組織などの関係部局などとも共有し、管理するような仕組みも検討されたい。
- ✓ どこをどのように残すのかをきちんと引き継がれたい。また、草刈り時期について、生物のライフサイクルなどを考慮した対応を(草刈りの発注時期など)検討されたい。
- ✓ スポーツ協会として、スポーツしやすい空間を管理していただいておりありがたい。コロナ禍で屋外の活用需要がある。
- ✓ 河川敷であることを前提に、河川の環境を保全しながら、川の自然を思いながらスポーツ利用してもらえるように、周知や草刈りの意味などを伝えていく努力ができるとよい。

64.久我橋東詰公園

記入者：■■■■（京都市文化市民局市民スポーツ振興室）

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真																														
現在の利用形態	・サッカー場 1 面、多目的グラウンド 1 面、フットサル場 3 面、テニスコート 8 面、少年サッカー場 2 面、修景・園路・休憩施設等		都市計画の有無	有（京都市緑の基本計画による都市公園の面積に含まれている。）																													
占用面積	105,968.56 m ²		付帯施設等	ラグビーポール 1 対、フットサルゴール 3 基、移動式公衆トイレ 3 基、テニス防球ネット（起倒式は除く）																													
許可の経緯	<当初許可> H9.4.8 <許可期限> R8.3.31		利用者数	令和元年度 約 27,000 人 令和2年度 約 33,000 人 令和3年度 約 40,000 人 令和4年度 約 37,000 人 令和5年度 約 34,000 人																													
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地																																
周辺の土地利用の状況	・堤内側には下水処理場、工場等が隣接している ・堤外側の上流側は耕作地、下流側は堤防地の約半分が耕作地と残り半分が自然の河原となっている。																																
関連諸計画における占用地の位置付け	・京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。																																
その他特記事項	・市内に球技場施設が少ないとの指摘を受け、河川敷を国土交通省より占用し、平成 10 年に開設した。 ・直近の冠水状況 <table><thead><tr><th>日付</th><th>復旧整備費用</th><th>利用停止</th><th>整備内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 25 年 9 月 16 日</td><td>1 億 1739 万円</td><td>6.5 箇月</td><td>ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr><tr><td>平成 26 年 8 月 10 日</td><td>5319 万円</td><td>7.5 箇月</td><td>ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr><tr><td>平成 27 年 7 月 18 日</td><td>550 万円</td><td>4.5 箇月</td><td>真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr><tr><td>平成 28 年 9 月 20 日</td><td>605 万円</td><td>1 箇月</td><td>真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr><tr><td>平成 29 年 10 月 22 日</td><td>2829 万円</td><td>4 箇月</td><td>真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr><tr><td>平成 30 年 7 月 5～7 日</td><td>8298 万円</td><td>9 箇月</td><td>真砂土補充, 表層敷き均し等</td></tr></tbody></table> ・令和 5 年度利用率 サッカー場 20.2%, 少年サッカー場 19.8%, フットサル場 7.1% 多目的グラウンド 15.9%, テニスコート 14.7%					日付	復旧整備費用	利用停止	整備内容	平成 25 年 9 月 16 日	1 億 1739 万円	6.5 箇月	ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等	平成 26 年 8 月 10 日	5319 万円	7.5 箇月	ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等	平成 27 年 7 月 18 日	550 万円	4.5 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等	平成 28 年 9 月 20 日	605 万円	1 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等	平成 29 年 10 月 22 日	2829 万円	4 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等	平成 30 年 7 月 5～7 日	8298 万円	9 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等
日付	復旧整備費用	利用停止	整備内容																														
平成 25 年 9 月 16 日	1 億 1739 万円	6.5 箇月	ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等																														
平成 26 年 8 月 10 日	5319 万円	7.5 箇月	ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等																														
平成 27 年 7 月 18 日	550 万円	4.5 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等																														
平成 28 年 9 月 20 日	605 万円	1 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等																														
平成 29 年 10 月 22 日	2829 万円	4 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等																														
平成 30 年 7 月 5～7 日	8298 万円	9 箇月	真砂土補充, 表層敷き均し等																														

ランク：A

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	本市は都市特性から大規模な公園緑地が少なく、市民1人当たりの公園面積は、目標値（都市公園法より）10.0㎡であるところ、令和5年度末現在で5.18㎡に留まっている。特に、球技場施設は不足しており需要に応じるだけの絶対数が無い状況であり、近年、河川増水による冠水被害を受けた際には、早期の復旧を望む声が寄せられることから、今後もスポーツ・レクリエーション用施設としての河川占用を希望する。	
管理状況	- 管理主体：京都市 - 指定管理者：横大路スポーツネットワーク（公益財団法人京都市スポーツ協会、近建ビル管理株式会社、美津濃株式会社及びイオンディライト株式会社で構成する共同事業体）	
利用状況	- 利用規則の有無：有（京都市都市公園条例） - 排他独占利用の有無：無（申込制，有料） - 申請内容と異なる利用等：無	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	- 水鳥のほか草地性の鳥類も利用すると思われる。自然環境学習に資する看板設置等の対応が望ましい。その際、NPOなど環境活動団体等との連携がのぞましい。 - 治水と水辺の利用について考えていきたい。子供たちが自然に触れ合って遊べるような場を提供して行ってほしい。 - スポーツ施設として、見事な施設管理をされている。川を見に来るひとたちより、スポーツ利用者が多い場所である。スポーツ利用者に対し、環境について啓発していくための取り組みを検討されたい。 - 管理密度の低い草地が広く残されていて、魅力的な部分もある。このような場を生かして管理して行ってほしい。	- 水辺に近い場所については、消防局等と協力し水辺の危険性に注意を促しながら、自然環境に資する看板設置を検討していく。 - 草地が残っている部分については草刈等を行う際に、引き続き注意を払って管理を行っていく。 - 水辺に近いオープンスペースの活用方法について環境部局に引き続き相談、検討していく。 - グラウンド及びコート以外は、予約利用等による制限は設けず、自由に利用可能な公園として機能している。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	- 保全区域の自然環境啓発看板による周知 - 管理人による監視の強化	
その他	長期的展望：堤内地での同等規模のグラウンド確保は困難であり、引き続き河川占用を希望する。	

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・ 占用地は、上下流に非常に長く、グラウンド、テニスコート、公園整備などが行われている。 ・ 堰の下流に点在する中州にはセイタカヨシを主体とし、ヤナギ類が混在するヨシ原が分布する。 ・ 占用地の上下流の河川敷はセイタカアワダチソウ群落や畑地雑草群落を主体とした乾燥した草地となっている。 ・ 堰が連続して設けられ、堰の上流は湛水域に、堰の下流には平瀬、中州が存在する。また、堰の下流では一部ワンド状になっている部分がある。 ・ 自然河岸がほとんどで、人工護岸は橋梁、堰の上下流などに限られる。 ・ 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 ・ 久我橋下流の背後地は、西高瀬川の合流点にあたり、下流部は農地、上流部は工場である。 ・ 久我橋と名神高速の間の背後地は、工場及び塔の森公園である。 ・ 名神高速上流の背後地は、工場である。 ・ 久我橋付近の対岸の竹林でサギ類の集団繁殖地が確認されていたが、現在は確認できない。 ・ オオヨシキリやセッカといったヨシ原や草地に生息する鳥類やカワウ、カルガモカワセミといった水面を利用する鳥類が確認されている。
自然環境上重要な場所		・ 久我橋下流などに見られる中州のヨシ原はオオヨシキリ等のヨシ原に依存する種の生息環境となっている。 ・ 低水路には多様な水辺環境が存在し、カワセミをはじめとする水鳥類や様々な水生生物の生息環境となっていると考えられる。
水際の 状況	水域までの 距離	・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 6m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 4m ・ 橋梁部、堰の上下流を除いてはほとんどが自然河岸である。 ・ 上流の湛水部の水際にはヤナギなども見られる。
	水面との 高低差	・ 2m ・ 冠水実績：平成 23 年 5 月 29 日台風 2 号により冠水被害 平成 23 年 9 月 21 日台風 15 号により冠水被害 平成 24 年 7 月 15 日集中豪雨により冠水被害 平成 25 年 9 月 16 日台風 18 号により冠水被害 平成 26 年 8 月 10 日台風 11 号により冠水被害 平成 27 年 7 月 18 日台風 11 号により冠水被害 平成 28 年 9 月 20 日台風 16 号により冠水被害 平成 29 年 10 月 22 日台風 21 号により冠水被害 平成 30 年 7 月 5～7 日集中豪雨により冠水被害 令和 2 年 7 月 8 日集中豪雨により冠水被害 令和 3 年 7 月 1～11 日集中豪雨により冠水被害
環境面から見た 望ましい利用方針		・ 久我橋下流の中洲、上流の湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ オオヨシキリの繁殖期（5月～8月）にはヨシ原に立ち入らないよう周知する。 ・ ヒバリやセッカといった鳥類の繁殖期（4月～9月）には頻繁な草刈は行わない。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ カワセミの止まり場となる水際の植生を保全する。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

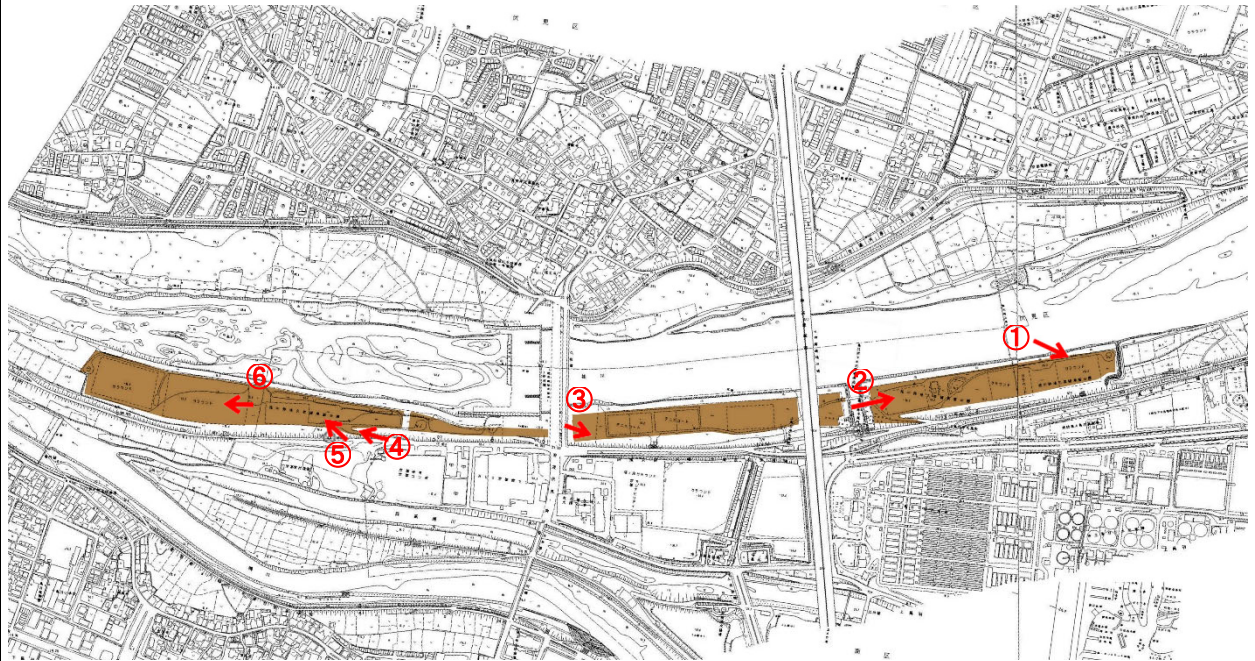
ランク：A

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

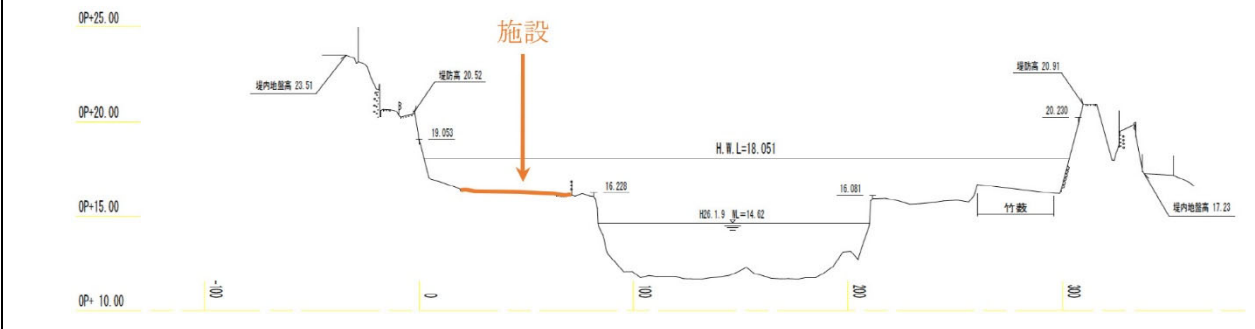
(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：7.6k)

平成 26 年 3 月測量



① グラウンド (名神高速道路の上流側)

② 駐車場 (名神高速道路の上流側)



令和 6 年 8 月 22 日 (木) 撮影

令和 6 年 8 月 22 日 (木) 撮影

ランク：A

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

(写真撮影者：占用者)

③ テニスコート付近（久我橋の上流側）



令和6年8月22日（木）撮影

④公園への進入路（久我橋の下流側）



令和6年8月22日（木）撮影

⑤ フットサル場（久我橋の下流側）



令和6年8月22日（木）撮影

⑥多目的グラウンド（久我橋の下流側）



令和6年8月22日（木）撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:64久我橋東詰公園)

記入者:文化市民局市民スポーツ振興室

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			平成22年3月に策定、平成37年を目途年次とする京都市緑の基本計画において、都市公園の整備面積に含まれている。公園面積を平成20年度末468㎡/人から10㎡/人とすることを目標とし、令和5年度末5.18㎡/人となっている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			少年サッカー場2面、テニスコート8面、フットサルコート3面、多目的グラウンド1面、サッカー場1面を確保しており、既存施設に代替できる能力はない。また、多額の経費が必要となる新規施設の計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			運動公園として維持していきたいと考えており、転換計画等は考えていない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			京都市環境政策局環境管理課には委員会での指摘内容を共有するとともに、環境学習等に係る相談を行っている。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			サッカー場、テニスコート等として使用しており、川らしい利用には合致していない。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			公平に利用できる。利用者は「公共施設案内予約システム」にて予約申込みを行っている。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			占用目的は公園であり、合致している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか	水鳥のほか、草地性の鳥類も利用すると思われる。自然環境学習に資する看板設置等の対応が望ましい。その際、NPOなど環境活動団体等との連携がのぞましい。	・水辺に近い場所について は、消防局等と協力し水辺の危険性に注意を促しながら、自然環境に資する看板設置を検討していく。	環境政策局環境管理課から生物多様性保全に関する資料を入手した際は、指定管理者に情報提供し、利用者に周知してもらっている。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			自然環境で配慮すべき事項を把握し、鳥類の表示を行っている。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			柱観測所の水位が+3.3mを超える付近で久我橋より下流側の区域から冠水し始める。台風の規模・影響等を注視し、勢力が強い場合や水位が+2.5mを超えそうな場合に撤去しており、基本、前日までに撤去している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:64久我橋東詰公園)

記入者:文化市民局市民スポーツ振興室

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	管理密度の高くない草地在が広く残されていて、魅力的な部分もある。このような場を生かして管理して欲しい。	草地が残っている部分については草刈等を行う際に、引き続き注意を払って管理を行っていく。	配慮している。 (占用地と水辺の間に緩衝的な空間を確保している。)		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			配慮している。 野生生物保護の啓発看板を設置するとともに、指定管理者による監視を行い、投棄されたゴミ等を撤去している。		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	スポーツ施設として、見事な施設管理をされている。川を鬼にやるひた打ちより、スポーツ利用者が多い場所である。スポーツ利用者に対し、環境について啓発していくための取り組みを検討されたい。	水辺に近いオープンスペースの活用方法について環境部に引き続き相談、検討していく。	野生生物保護の啓発看板を設置するとともに、環境政策局環境管理課から生物多様性保全に関する資料を入手した際は、指定管理者に情報提供し、利用者に周知してもらっている。		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	治水と水辺の利用について考えていきたい。子供たちが自然に触れ合って遊べるような場を提供して欲しい。	・グラウンド及びコート以外には、予約利用等による制限は設けず、自由に利用可能な公園として機能している。	環境管理課には委員会での指摘内容を共有するとともに、環境学習の場所としての活用について相談を行ったが、他に環境学習に適した場所があるとのことである。		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道草入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障はない。		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑な利用はない。		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			定めており、現地看板にて周知している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			定めており、現地看板にて周知している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			現地看板にて周知している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること。
- ⇒ 駐車場はバリケードで常時は車両が通行できないようにしている。催し物等で占用申請の駐車場で収まらない場合は主催者と打合せし、指導していく。
- ✓ バーベキュー等の迷惑行為については監視を行い是正するとともに、利用者のマナー向上に向け周知を行うこと。
- ⇒ 火気使用禁止等の看板の設置や園内巡視などを強化する。
- ✓ 人と川とのつながりが深まるような利用と管理のあり方を検討していただきたい。
- ⇒ 重要な自然環境であると認識し、保全啓発看板の設置を行ってほしい。
- ✓ 堤内地でのグラウンド確保も含めた利用のあり方の検討をお願いしたい。
- ⇒ 堤内地でのグラウンド確保は大変困難であり、川側の自然環境の保全を徹底する。

平成21年 委員会

- ✓ 駐車場の舗装は、改修時に透水性や土がみえる構造にするなどの検討を行っていただきたい。
- ⇒ 駐車上の舗装は、次期改修時に検討を行う。
- ✓ 水際の植生帯の機能を高める管理のしくみを検討していただきたい。
- ⇒ 水際の植生帯は占用区域外であるが、意見を参考に自然環境に影響がないように努めたい。
- ✓ スポーツ利用と併せて環境学習を促進できるような工夫を検討していただきたい。
- ⇒ 指定管理者と連携しスポーツ利用に併せて、環境学習が促進できるように検討を行う。

139

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 駐車場の舗装は、透水性や土がみえる構造にするなどの検討を行っていただきたい。
- ⇒ 次期改修時に駐車場の舗装について検討を行う。
- ✓ 水際との間の植生帯の機能を高める維持管理のしくみを国と市で検討していただきたい。
- ⇒ 植生帯は占用区域外である。ご意見を参考にしたい。良好な水辺空間の利用について、国と市の今後の課題としたい。
- ✓ 占用地周辺の柵を不連続にするなど、水辺へのアクセスの向上について検討していただきたい。
- ✓ 利用ルール of 看板で水際利用を禁止しているが、注意喚起の内容への変更を検討されたい。運動公園でなく河川敷公園として意識することが重要であり、看板にも反映されたい。
- ⇒ 緊急治水対策後に看板類を一新し、啓発することを国と市の課題をしたい。
- ✓ 看板の「サギの集団繁殖地」はなくなっており、繁殖地の復元なども期待する形で、環境学習への活用も検討していただきたい。

平成26年 委員会

- ✓ 市内部及び国と市の連携により、川にすむ鳥や魚などの生き物を知ることができる環境学習の場としての活用も意識されたい。
- ✓ 生き物情報の看板は、周知したい内容を明確に表現していただきたい。
- ✓ 生き物との共存、冠水対策として、草地を残すことが大切であることを意識されたい。
- ✓ 前回の柵を不連続にする意見について、出水後の水際をみると、連続した柵は必要であると考えられる。

140

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

- ✓ 上流側は運動施設として利用されているが、下流側には豊かな自然環境がある。下流側において、自然環境と触れ合えるような利用が推進できると良い。場所ごとの河川特性を活かした利用が望まれる。
- ✓ 草刈りせずに放置する場所と、人々の利用のために草を刈る場所のエリアを分け、草地を利用する生物の生息場となる場所を部分的に残せると良い。

令和3年 委員会

- ✓ 水鳥のほか草地性の鳥類も利用すると思われる。自然環境学習に資する看板設置等の対応が望ましい。その際、NPOなど環境活動団体等との連携がのぞましい。
⇒看板は出水で破損したため撤去している。
- ✓ 治水と水辺の利用について考えていきたい。子供たちが自然に触れ合って遊べるような場を提供して欲しい。
- ✓ スポーツ施設として、見事な施設管理をされている。川を見に来るひとたちより、スポーツ利用者が多い場所である。スポーツ利用者に対し、環境について啓発していくための取り組みを検討されたい。
- ✓ 管理密度の低い草地が広く残されていて、魅力的な部分もある。このような場を生かして管理して欲しい。

51.大山崎町桂川河川敷公園

記入者：大山崎町環境事業部建設課

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 グラウンド  ちびっこ広場 令和6年8月15日撮影
現在の 利用形態	・野球場1面、テニスコート4面、陸上施設(200mトラック)、修景・園路・休憩施設等	都市計画 の有無	都市計画緑地：3号桂川緑地 S46.2.5(当初)H22.2.5(変更) 592.7ha(大山崎町地内104ha)
占用面積	32,440.45 m ²	付帯施設等	便所(可動式)2基 手洗いタンク(1.5 m ³)1基 ベンチ(可搬式)23基 バックネット(可搬式)1基 外野バックネットフェンス(可動式) (外野バックネットフェンス以外は洪水時堤内地へ搬出)
許可の経緯	＜当初許可＞ S52.1.10 ＜許可期限＞ R8.3.31	利用者数	令和元年度4,598人 令和2年度3,309人 令和3年度3,078人 令和4年度4,677人 令和5年度4,401人 (緊急事態宣言等による閉鎖期間有)
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用の状況	・竹林が隣接している。 ・堤内地側は工場等が立地する市街地。 ・占用地上流側は国営淀川河川公園・下流側は景観保全地区及び自然地区。		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	・大山崎町第4次総合計画「大山崎町まちづくりビジョン2025」基本構想 後期基本計画(令和3年3月)では「自然と調和した豊かなまち」をめざす姿とし、河川の有効活用について「防災空間や町民のレクリエーションの場、そして生活環境や都市環境にうるおいとやすらぎをもたらす貴重なオープンスペースとして活用されるだけでなく、野鳥等の希少な生き物も生息していることから、都市環境と調和した貴重なスペースとして有効に活用していく必要があります」と位置づけられている。 ・大山崎町都市計画マスタープランでは「国営淀川河川公園と連携しながら、水辺の環境を保全し、また、自然共生型のレクリエーション、各種スポーツ、身近な健康づくり等の場として利用を促進します。」と位置づけられている。 ・地域防災計画ではヘリコプター発着予定地点として位置づけされている。		
その他 特記事項	・S52年許可時、陸上競技トラック他整備に伴い面積増(当初9,657.3 m ²) ・S58年許可時、側溝構造変更に伴い面積減 ・使用方法に関する事項を定め、利用者はこれに従って利用申込が必要 ・自動車の乗入れは許可制 ・H23年許可時、緊急用河川敷道路の設置に伴い面積減(現在の面積になる)		

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	・大山崎町は、山と川に挟まれた、狭隘な地勢であり、不足している運動公園を堤内地に求める事は、事実上不可能な状態である。これを解消する為、桂川河川敷に運動公園を設置する事により、不足している運動公園が確保できるだけでなく、地域住民が河川に親しみ理解を深めることができ、健康増進をはかることができる。 ・施設利用として年間野球場約100回（主に土日祝の利用）などと利用回数も多く、大人から子どもまで河川敷公園をホームグラウンドとして活動されているスポーツ団体が多数おられる。	
管理状況	・管理主体：大山崎町が管理（一部業務について業者委託） ・管理規則の有無：有（桂川河川敷公園維持管理規則で平常の維持管理や出水時における管理体制などの事項を明記） ・管理内容：管理業務委託内容 ① 園内清掃、テニスコート整備、野球場整備除草（グラウンド内は人力） ② 施設利用についてはシルバー人材センターから派遣された管理人によって管理を行っている。	
利用状況	・利用規則の有無：有（施設の使用方法に関する事項、現地に表示看板あり） ・排他独占利用の有無：無（上記による申込制） ・申請内容と異なる利用等：無	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	
	・ヒメボタルの生息地は民有地内の竹林ということもあり、あまり知られていない可能性がある。場のことを周知する工夫をしてうまく利用されたい。 ・子どもが安全に遊べるとよい。安全な状況を理解できるような取り組みも大事。 ・都市環境と調和した貴重なスペースとなっている。占用地の周辺に魅力の高い場所が多く、これらを上手に活用していくように工夫されたい。町の魅力として発信していくことも重要。 ・自然共生型のレクリエーションが展開できる魅力的な場となっている。野球場の管理も適切に行われている。コロナ対策の看板も設置されていた。ここにきて「自然を感じた、知った」と思える良い場所であった。 ・山と川に挟まれた、自然に囲まれている感が高い良い場所と感じた。周囲の環境要素のハブとなる場所。 ・民間による公園の運営管理の可能性も考えられるので、自然の価値・意味を意識して管理されたい。	前回審議意見の対応 ・ヒメボタル生息地の周知として看板を設置していますが、民有地ということと、来訪者が増えるとマナー違反問題等に発展する可能性があるため、周知については慎重に検討していきたい。 ・子どもでも安全に遊べるよう引き続き整備を行っていく、その一方でアクセスする際に国道を横断する必要があるため、一般的な公園のような利用が困難であることが課題である。 ・占用地の周辺に国営淀川河川公園もあり、河川敷としては一体と言えるため、魅力の発信方法を検討していきたい。 ・今後の公園のあり方によってはローカル利用に留まらず利用者の幅を広げるため、官民連携も視野に入れて検討していきたい。

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	・長期的展望 : 「大山崎町緑の基本計画」に河川敷空間も含めて桂川（淀川）と一体となった雄大な水辺空間を位置付け、自然環境保全に努める ・利用者への環境保全の周知 : 利用方法を現地に表示し、環境保全の周知をはかる ・環境等 : ヒメボタルの紹介パネルの設置 ※5月の中旬に環境団体がヒメボタルの鑑賞会開催
その他	・特になし

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0km～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	-------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・ 占用地はスポーツグラウンド、休憩施設などが整備されている。 ・ 三川合流点の右岸に位置し、上流側から小泉川が合流している。 ・ 水際のうち、小泉川部分は階段護岸などで、ほかは自然河岸となっている。 ・ 濤筋の流水部は狭く深い、ワンド状の止水環境があり、水際は低木ヤナギなどで多様な環境がある。 ・ 小泉川の落差工には魚道が整備されている。 ・ 堤防側は、上流部が竹林主体、下流部が高木の河畔林である。 ・ 河川側の高水敷は草地で、セイタカアワダチソウ群落が目立つ。低水敷にはヨシなどが見られる。 ・ 部分的に高木も見られる。 ・ やや離れるが上流にはサギ類の集団営巣地がある。 ・ 背後地は流通倉庫などで、民家は近くにはない。
自然環境上重要な場所		・ 水際は三川合流部にあたり、ワンドやたまりなどの多様な環境があり、水生生物などにとって貴重な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等、植生ではカワヂシャ等が確認されている。 ・ 大規模な河畔林は、鳥類などにとって重要な環境である。 ・ 隣接する竹林にヒメボタルが生息している。
水際の 状況	水域までの 距離	・ 水際は三川合流部にあたり、ワンドやたまりなどの多様な環境があり、水生生物などにとって貴重な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等、植生ではカワヂシャ等が確認されている。 ・ 大規模な河畔林は、鳥類などにとって重要な環境である。 ・ 隣接する竹林にヒメボタルが生息している。
	水面との 高低差	・ 約 6m ・ 冠水実績：近年では、平成 25 年台風 18 号により冠水している。
環境面から見た 望ましい利用方針		・ 水際周辺には貴重な植生なども多く、多様な環境が維持されていることから一定の立ち入り制限などを設ける必要がある。 ・ サギ類やオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

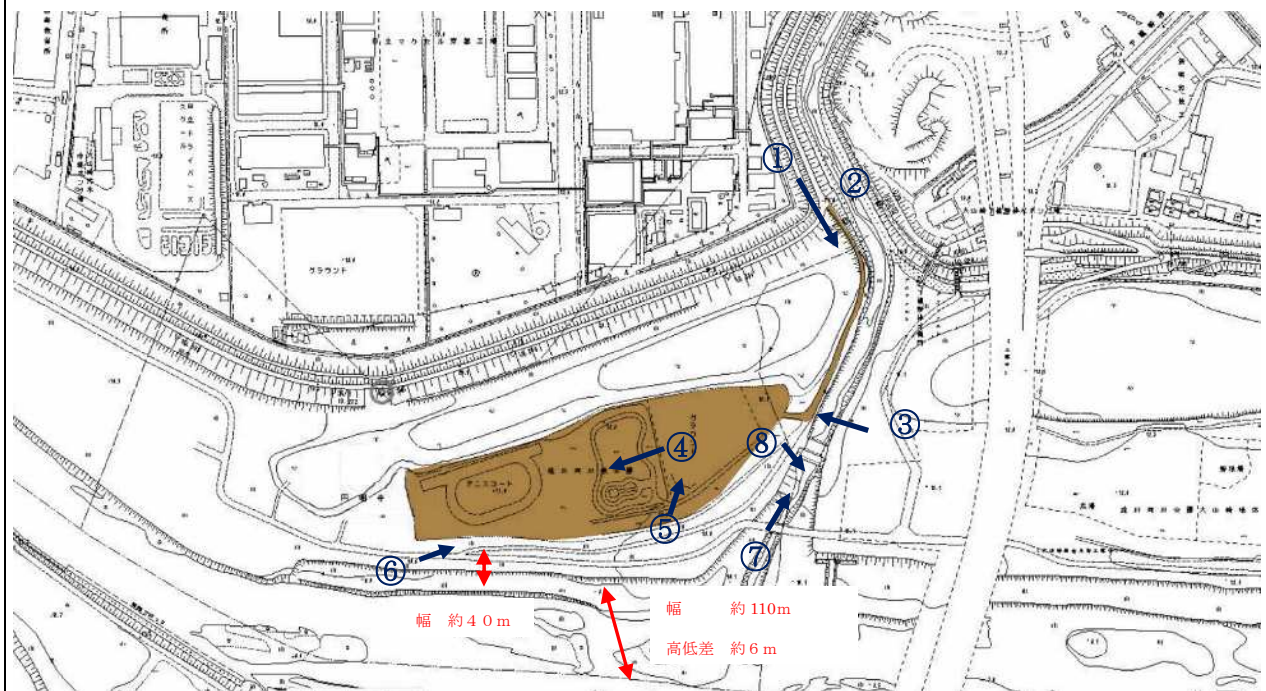
ランク : A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0km～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	-------------------

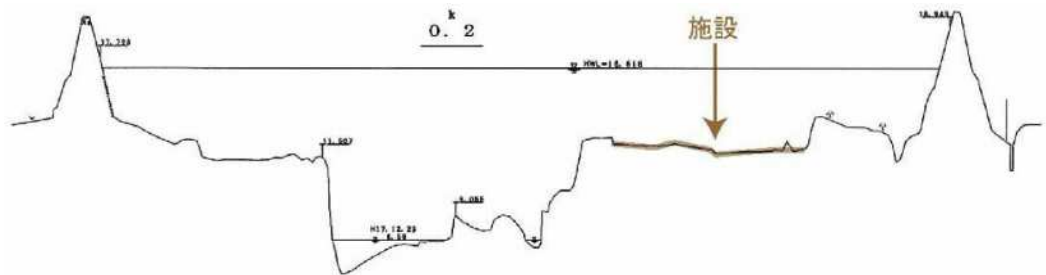
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占有者)

(平面図)



(断面図 : 0.2k)



①占用施設入口

② 占用に関する看板



ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

(写真撮影者：占用者)

③駐車場状況（令和6年8月15日撮影）



④ちびっこ広場（令和6年8月15日撮影）



⑤グラウンド（令和6年8月15日撮影）



ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

(写真撮影者：占用者)

⑥下流付近（令和6年8月21日撮影）



⑦小泉川魚道（下流から）（令和6年8月15日撮影）



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:大崎町環境事業部建設課

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:51大崎町桂川河川敷公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			大崎町第4次総合計画「大崎町まちづくりビジョン2025」基本構想、大崎町緑の基本計画、大崎町都市計画マスタープランに位置付けられており、総合計画に特色ある都市公園づくりの中で、国営淀川河川公園と連携しながら、水辺の環境を保全し、また、自然共生型のレクリエーション、各種スポーツ、身近な健康づくり等の場として利用を促進します。と位置付けられている			○ ある △ 検討中 × ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			大崎町地域防災計画でヘリコプター発着予定地としてあげられている。			○ ある △ 検討中 × ない	
3		場内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			市街地での用地の確保が極めて困難な状況で場内地に代替施設を設置する計画はない。近隣公園、地区公園の機能は桂川河川敷の国営淀川河川公園、町営桂川河川敷公園(運動公園)で代用している			○ ある △ 検討中 × ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			現在、計画はありませんが、今後の利用ニーズの変化により将来的な利用の仕方についての検討を継続的に行う。			○ ある △ 検討中 × ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			現在のところ関係部局との連携はありませんが、今後の公園のあり方の変化により将来的な利用の仕方についての検討を継続的に行う。			○ 連携している △ 検討中 × 連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			環境保全に向けた環境教育の一環としてヒメボタルを広く知ってもらいために看板を設置している。			○ 合致する △ 一部合致する × 合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			大崎町都市公園条例施工規則により、野球場・テニスコート等は使用許可申請により公平な利用が図られている。			○ 公平に利用できる △ 公平に利用できない場合がある × 特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			広場等を有し来園者はヒメボタル鑑賞など自然(川辺)に親しめる身近な公園として愛されており占有目的に合致している。			○ 合致している △ 合致していない場合がある × 合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に關する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			公園利用者の意識の変化にあわせ、将来的な利用の仕方について、検討を継続的に行う。			○ 連携している △ 検討中 × 連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			この地域においては、ヒメボタルの生息地として把握しており、環境保全に向けた環境教育の一環としてヒメボタルを広く知ってもらうため看板を設置している。			○ 把握している △ 調査中 × 連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			洪水等で桂川の水位が上昇した場合、下流にある内水排除目的の大崎町排水ポンプ場で水位数値により冠水区域を把握している。			○ 把握している △ 調査中 × 連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:51大山崎町桂川河川敷公園)

記入者:大山崎町環境事業部建設課

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水除部に緩衝緑地を設置等		過年度意見	占用区域外であるが、川辺横断方向に緩衝緑地が存する。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等						○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者による占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	ヒメボタルの生息地は民有地内の竹林ということもあり、あまり知られていない可能性がある。場のことと周知する工夫をしようまく利用されたい。	例年、環境団体におけるヒメボタル鑑賞会を占用地付近で実施しており、引き継ぎ広報などにおいて周知を行っている。	ヒメボタルを広く知ってもらおう看板の中で水辺環境の保全の啓発も記し、情報発信を行っている。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			公園利用者の意識の変化にあわせ、将来的な利用の仕方についての検討を継続的に行う。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用されていない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障はない			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑利用はない。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	子どもが安全に遊べるとよい。安全な状況を理解できるように取り組みも大事。	開園日においては管理人において巡回点検を行っており、引き継ぎ安全な公園管理に努めている。	大山崎町都市公園条例施行規則に則り、運用を行っている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	民間による公園の運営管理の可能性も考えられるので、自然の価値・意味を意識して管理されたい。	周辺にはヒメボタル生息地や小泉川の落差工を利用した魚道が存在していることから、引き継ぎ公園利用者による占用地を含めた自然環境への関心を高めている。	駐車場付近にヒメボタルに関する看板を設置し、占用地に対する自然環境への関心を高めている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	都市環境と調和した貴重なスペースとなっている。占用地の周辺に魅力の高い場所が多く、これらを上手に活用していくように工夫されたい。町の魅力として発信していくことも重要。 自然共生型のレクリエーションが展開できる魅力的な場となっている。野球場の管理も適切に行われている。コロナ対策の看板も設置されていた。ここに来て「自然を感じた、知った」と思える良い場所であった。 山と川に囲まれた、自然に囲まれている感が高い良い場所に感じた。周囲の環境要素のハブとなる場所。	公園の将来的な利用や管理の仕方について、他都市の事例などを参考に引き継ぎ検討を行っている。	犬を飼われている方へのマナーや、火気厳禁及びゴミの持ち帰り等を定め、看板設置による周知を行っている。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、駐車場としての利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、申請すること。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 隣接する小泉川の魚道での取り組み等を利用者に伝えるための方策を、河川管理者と協議して具体化していただきたい。
- ✓ ヒメボタルの鑑賞会や地元小学校のマラソン大会等、環境保全に向けた取り組みを引き続きお願いしたい。
- ✓ 新たな占用期間は3年とする。
- ⇒ 駐車場の必要性・管理体制・出水体制案を作成し淀川河川事務所と調整中。
- ⇒ 小泉川の魚道での取り組みや広報活動について淀川河川事務所と調整中。

平成21年 委員会

- ✓ 水際利用のためのアクセスルートの明示やその維持管理のしくみについて、占用者を河川管理者とで協議して検討いただきたい。
- ✓ スポーツ使用と併せて環境学習を促進できるような工夫を検討いただきたい。
- ✓ 新たな占用許可期間は3年とする。
- ⇒ 占用区域外の水際利用について、河川管理者との協議を検討する。
- ⇒ ヒメボタルの看板に、水辺環境保全の啓発も記して情報発信を行っている。

115

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ ヒメボタルの有数の生息地であり、その保全について関係部局及び関係団体と連携を図られたい。
- ✓ グラウンドの利用者に小泉川をはじめとする周辺の環境を知り、楽しみ、学ぶことを喚起する看板の設置について検討いただきたい。
- ✓ 子どもを水際から遠ざける看板しか設置されていないが、子どもが水辺に近づくことを前提とした看板の掲示等について検討いただきたい。
- ✓ 占用地は自然と子どもたちをつなぐことができる場所であるので、その特性を活かした空間づくりを検討されたい。
- ✓ 自然環境を保全するためのボランティア活動への町としての支援をお願いしたい。
- ⇒ 乙訓の自然を守る会が毎年ヒメボタル鑑賞会を行っており、町は広報に掲載するなどPR活動を行っている。会にヒメボタル生息地の看板をデザインしていただき、設置した。
- ⇒ 水辺利用の看板等について、河川管理者と協議していきたい。

平成27年 委員会

- ✓ 河川管理者、関係部局との調整を図りながら、カワデシヤやヒメボタルなどが生育・生息する良好な河川環境を積極的にアピールする取り組みを進めていただきたい。
- ✓ 小泉川の魚道の環境学習への活用も検討していただきたい。
- ✓ 市民団体やボランティアなどとの連携や交流を広めていただきたい。

平成30年 委員会

- ✓ 運動公園と、小泉川の魚道から桂川合流部付近までの水辺を連続して利用することを期待していた。
- ✓ 環境NPOと協力して「ヒメボタル鑑賞会」などを実施していることは評価できる。今後、さらに活動を広げていくことができると良い。
- ✓ 河川の自然の中でスポーツを楽しめる場となっており、良好な管理がなされている。

116

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

- ✓ ヒメボタルの生息地は民有地内の竹林ということもあり、あまり知られていない可能性がある。周知する工夫をして環境学習の場としてうまく利用されたい。
- ✓ 子どもが安全に遊べるとよい。危険性を理解しながら水辺で遊ぶ取り組みも大事。
- ✓ 都市環境と調和した貴重なスペースとなっている。占用地の周辺に魅力の高い場所が多く、これらを上手に活用していくように工夫されたい。町の魅力として発信していくことも重要。
- ✓ 自然共生型のレクリエーションが展開できる魅力的な場となっている。野球場の管理も適切に行われている。コロナ対策の看板も設置されていた。ここにきて「自然を感じた、知った」と思える良い場所であった。
- ✓ 山と川に挟まれた、自然に囲まれている感が高い良い場所に感じた。周囲の環境要素のハブとなる場所。
- ✓ 民間に委託による運営管理に移行する可能性も考えられる施設内容と立地である。現在ある自然環境の価値意味を前提として管理にあたってもらいたい。
- ✓ 魚道等、隣接する環境資源については、その利用可能性等について管理者間で協議してほしい。